

雲南市行財政改革実施計画

(令和2年度～令和6年度分)



目 次

第1 実施計画策定の基本的な考え方

- 1 実施計画策定の趣旨 1
- 2 実施計画策定の視点 1
- 3 実施計画の期間 1

第2 行財政改革の具体的施策

- 1 総括表（体系別） 2
- 2 実施計画進行表 5

第3 実施計画の進行管理

- 1 実施計画の推進 70
- 2 推進体制の整備 70

第4 市民意見の反映

. 70

第1 実施計画策定の基本的な考え方

1 実施計画策定の趣旨

この「実施計画」は、「雲南市行財政改革大綱」に基づき実施すべき改革項目について、具体的な改革の内容及びスケジュールを明らかにするため策定するものです。

2 実施計画策定の視点

「実施計画」は、「市民が主役の自治」を改革の理念として、本市のまちづくりの基本理念に掲げるまちの姿をめざすため、次に示す5つの基本施策に基づいて検討し、改革項目の課題と改革の方向性、期待される効果、改革内容、年次計画等を記載しました。

- (1) 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。
- (2) 市民本位の視点でサービスを見直します。
- (3) 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。
- (4) 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。
- (5) 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。

3 実施計画の期間

実施計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間としました。

第2 行財政改革の具体的施策

1 総括表(体系別)

基本施策:A. 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

推進項目 I ◆市民との情報の共有を図ります。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	市政懇談会、まちづくり懇談会の実施	広報広聴課	P5
2	出前講座「ふるさとづくり講座」の実施	広報広聴課	P6
3	市報「うんなん」の充実	広報広聴課	P7
4	ホームページにおける情報提供	広報広聴課	P8
5	パブリックコメント制度の活用	広報広聴課	P9
6	財政状況の積極的な公開	財政課	P10
7	防災情報の効果的な発信	防災安全課	P11

推進項目 II ◆市政への市民参加を進めます。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	男女共同参画の推進	人権推進室	P12

推進項目 III ◆市民活動を支援します。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	まちづくりグループの育成及びNPO法人の設立促進	地域振興課	P13
2	地域自主組織の活動支援	地域振興課	P14
3	交流センターの機能向上	地域振興課	P15
4	地域防災の推進	防災安全課	P16

基本施策:B. 市民本位の視点でサービスを見直します。

推進項目 I ◆市民サービスの質を高めます。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	個人番号(マイナンバー)制度の活用	政策推進課 市民生活課	P17
2	個人番号カードの普及促進	政策推進課 市民生活課	P18

推進項目 II ◆外部委託を進めます。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	事務事業等の外部委託の推進	行財政改革推進室	P19
2	公立保育所保育業務の民間委託	子ども政策課	P20

基本施策:C. 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。

推進項目 I ◆市税等の歳入を確保します。

No	取 組 み	所 管 課	頁
1	税等の収納率の維持	債権管理対策課	P21
2	使用料等の収納率の維持・向上	債権管理対策課	P22
3	産業振興による企業誘致	商工振興課	P23
4	基金の有効活用と整理統合	財政課	P24

5	ふるさと納税制度の普及・推進	政策推進課	P25
6	企業版ふるさと納税制度の推進	政策推進課	P26
7	広告募集等新たな財源確保	行財政改革推進室	P27

推進項目Ⅱ◆受益者負担の適正化を進めます。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	手数料の適正化	市民生活課	P28
2	施設使用料及び減免規定の見直し	行財政改革推進室	P29
3	市営住宅駐車場の有料化	建築住宅課	P30
4	水道料金の見直し	上下水道部総務課	P31
5	下水道使用料の見直し	上下水道部総務課	P32

推進項目Ⅲ◆地方債の借入を抑制します。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	財政健全化法に係る財政指標の適正化	財政課	P33
2	内部留保資金の効率的運用による地方債借入の抑制	上下水道部総務課	P34

推進項目Ⅳ◆内部管理経費を徹底して削減します。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	人件費の抑制	人事課	P35
2	新たな入札方式の導入と手続きの合理化	管財課	P36
3	事務所衛生基準規則による室温設定の実施	管財課	P37
4	公用車保有台数等の適正化	管財課	P38
5	未利用市有地等の処分の推進	管財課	P39

推進項目Ⅴ◆施策、事業及び補助金等を見直します。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	補助金の交付基準の策定と見直し	財政課	P40

推進項目Ⅵ◆公営企業及び特別会計の健全化を図ります。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	特別会計の整理統合	財政課	P41
2	繰出基準の策定	財政課	P42
3	雲南市立病院の経営健全化	保健医療政策課 病院事業部総務課	P43
4	水道事業の経営健全化	上下水道部総務課	P44
5	下水道事業の公営企業会計化	上下水道部総務課	P45

基本施策:D. 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。

推進項目Ⅰ◆組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	定員管理の適正化	人事課	P46
2	長時間労働の是正、時間外勤務の縮減	人事課	P47
3	組織の再編	行財政改革推進室	P48
4	非常備消防組織の見直し	くらし安全室	P49
5	選挙体制の見直し	選挙管理委員会	P50

推進項目Ⅱ◆給与制度を見直します。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	給与制度の見直し	人事課	P51

推進項目Ⅲ◆公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	公共施設等総合管理計画に基づく市有施設の適正化	行財政改革推進室	P52
2	学校及び幼稚園の適正配置	教育総務課	P53
3	通学バス利用者の適用基準等の統一	教育総務課	P54

推進項目Ⅳ◆広域行政への取り組みを進めます。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	広域行政のあり方の検討	政策推進課	P55
2	広域処理事務の見直し	政策推進課	P56

推進項目Ⅴ◆電子市役所への取り組みを進めます。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	「しまね電子申請サービス」の活用	情報システム課	P57
2	システム更新の検討	情報システム課	P58
3	庁内会議の効率化	総務課	P59
4	公共データの公開と利活用の推進	情報システム課	P60
5	ICTを活用した電子自治体の推進	情報システム課 行財政改革推進室	P61

推進項目Ⅵ◆その他

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	エネルギー使用の合理化	環境政策課	P62
2	権限移譲の推進	行財政改革推進室	P63
3	消費者行政の推進	市民生活課	P64

基本施策:E. 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。

推進項目Ⅰ◆市民に信頼される職員をめざします。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	職員研修の実施	人事課	P65

推進項目Ⅱ◆接遇日本一をめざします。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	職員の接遇向上	人事課	P66

推進項目Ⅲ◆課題に柔軟に対応できる人事制度をつくります。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	自己申告書や人事評価制度の活用による職員配置	人事課	P67

推進項目Ⅳ◆風通しのよい職場環境をつくります。

No	取 り 組 み	所 管 課	頁
1	職員提案制度の見直し	行財政改革推進室	P68
2	職場環境改善の推進	人事課	P69

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	1 市政懇談会、市長と「えすこトーク」の実施					
所管部課	部名	政策企画部	課名	広報広聴課		
課題と改革の方向	<p>[市政懇談会] 令和7年度は6年度に続き6町ごとの「市政懇談会」を開催する。市民自らが地域の課題を把握し、課題解決に向けた提言など行う住民主導型へと転換を図る事を目的に、開催方式を従前から変更し、三役のみ出席し、市長より冒頭説明を行い、説明後に参加者同士で意見交換を行う時間を設けることとした。その後、主に市長が回答する形で質疑応答を行う。</p> <p>[市長と「えすこトーク」(市長との意見交換会)] 市長と「えすこトーク」は、市民と市長の対話形式による懇談の機会でもあり、市民誰もが参加できる環境を構築し、継続する必要がある。このため、一層周知を図るとともに、特に中高校生、子育て世代、女性、高齢者及び障がい者の皆さんにもお出掛けいただける環境づくりをしていく必要がある。</p> <p>[市政への提案箱] 市民からの提案を市政の参考とするためR3年7月から市役所及び各総合センターへ「市政への提案箱」を設置した。また、電子申請、メール、郵送、FAX等でも受け付けている。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民の主体的な参加及びまちづくりへの意識改革(市民と行政との協働によるまちづくりの推進) 市民活動の活性化 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会⇒市民への行政情報の積極的な公開、市民からの広聴機会の確保 ⇒地域組織との連携強化 市政への提案箱⇒市民からの広聴機会の確保 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会 まちづくり懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会 市政への提案箱 まちづくり懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会 市政への提案箱 まちづくり懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会 市政への提案箱 まちづくり懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会 市長との意見交換会 市政への提案箱
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会は、コロナの影響で中止とし、市政番組を放映した。 まちづくり懇談会0回 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会は地域自主組織や各種グループの少人数単位で行った。 市政への提案箱48件、まちづくり懇談会4回 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会は地域自主組織や各種グループの少人数単位で行った。17回 市政への提案箱65件、まちづくり懇談会2回 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会は地域自主組織や各種グループの少人数単位で行った。19回 市政への提案箱45件、まちづくり懇談会1回 	<ul style="list-style-type: none"> 各町6カ所で市政懇談会を行った。市長との意見交換会を6回行った。 市政への提案箱38件
	成果	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は4.4%増加した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は0.2%増加した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は2.7%減少した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は4.7%減少した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は5.2%増加した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 成果指標の達成 市政懇談会の開催形態等の検討 まちづくり懇談会の市民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会、市政への提案箱及びまちづくり懇談会の市民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会、市政への提案箱及びまちづくり懇談会の市民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会、市政への提案箱及びまちづくり懇談会の市民周知 	<ul style="list-style-type: none"> 市政懇談会、市政への提案箱の市民周知 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <<協働・行政経営>>
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	1 広聴機会の充実

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	2 出前講座「ふるさとづくり講座」の実施					
所管部課	部名	政策企画部	課名	広報広聴課		
課題と改革の方向	平成21年度から10人以上の団体・グループが主催する会議等に職員を講師として派遣する「出前講座」を行っている。積極的な情報提供を通して市政について市民の理解を一層深めてもらう機会となる一方、市民からの意見等は市政運営に反映させることが期待できる。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民の行政への参画促進 市民活動の活性化 広聴活動の拡充 積極的な情報公開 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 制度の周知 講座の実施 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・出前講座開催	・出前講座開催	・出前講座開催	・出前講座開催	・出前講座開催
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		出前講座開催件数188件、のべ参加数3,285人	出前講座開催件数115件、のべ参加数2,460人	出前講座開催件数167件、のべ参加数2,876人	出前講座開催件数201件、のべ参加数4,828人	出前講座開催件数239件、のべ参加数4,876人
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座は、市民に着実に浸透、定着している。 コロナの影響により参加者数が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座は、市民に着実に浸透、定着している。 コロナの影響により参加者数が減少 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座は、市民に着実に浸透、定着している。 コロナの影響により参加者数減少が回復傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座は、市民に着実に浸透、定着している。 コロナの影響により参加者数減少が回復傾向。 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座は、市民に着実に浸透、定着している。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の見直し(開催回数及び受講者の減少傾向) 実施講座の固定化 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の見直し(開催回数及び受講者の減少傾向) 実施講座の固定化 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍による開催回数及び受講者の減少 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の見直し(開催回数及び受講者の減少傾向) 実施講座の固定化 	<ul style="list-style-type: none"> 出前講座の活用の推進 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	1 広聴機会の充実

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	3 市報「うんなん」の充実					
所管部課	部名	政策企画部	課名	広報広聴課		
課題と改革の方向	市民に親しまれ、読まれる市報の作成。そのために、ニーズ把握と写真・イラスト・表等を活用した読みやすい紙面構成を目指す。 行政情報の提供面からは、各部局から選出された広報委員を中心として、情報収集に務め、職員自身も情報の重要性を認識する。そのために、研修の機会や広報委員会での連携を強化する。 市民グループの活動や小中高校生の活動などのテーマを設けた記事掲載を検討する。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民が求める情報の提供。 市民が行政情報、地域情報を得ることで、市政への関心が高まり地域に誇りを持つ。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ把握(市報で市民からの意見・要望等)に努め、紙面づくりに役立てる。 広報委員会の開催。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 市報「うんなん」の発刊(月1回) ニーズ把握 広報委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市報「うんなん」の発刊(月1回) ニーズ把握 広報委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市報「うんなん」の発刊(月1回) ニーズ把握 広報委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市報「うんなん」の発刊(月1回) ニーズ把握 広報委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市報「うんなん」の発刊(月1回) ニーズ把握 広報委員会の開催
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 毎月の着実な発刊 自治会全戸配布の継続 市内の公共施設や店舗等への設置 HPやアプリに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の着実な発刊 自治会全戸配布の継続 市内の公共施設や店舗等への設置 HPやアプリに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の着実な発刊 自治会全戸配布の継続 市内の公共施設やコンビニ等店舗等への設置 HPやアプリに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の着実な発刊 自治会全戸配布の継続 市内の公共施設やコンビニ等店舗等への設置 HPやアプリに掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の着実な発刊 自治会全戸配布の継続 市内の公共施設やコンビニ等店舗等への設置 HPやアプリに掲載
	成果	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は4.4%増加した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は0.2%増加した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は2.7%減少した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は4.7%減少した。	市政情報がわかりやすく提供されていると感じる市民の割合は5.2%増加した。
課題	<ul style="list-style-type: none"> 指標目標の達成 担当職員の技術向上 掲載広告の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 指標目標の達成 担当職員の技術向上及び技術継承 掲載広告の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 指標目標の達成 担当職員の技術向上及び技術継承 掲載広告の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 指標目標の達成 担当職員の技術向上及び技術継承 掲載広告の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 指標目標の達成 担当職員の技術向上及び技術継承 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	2 広報媒体による情報提供の充実

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	4 ホームページにおける情報提供					
所管部課	部名	政策企画部	課名	広報広聴課		
課題と改革の方向	<p>雲南市HPの閲覧件数はここ近年伸びてきているが、各課において作成されたコンテンツは、まだ情報量及び更新頻度が少ない現状がある。</p> <p>今後も広報広聴課と各課が連携・協力しHPの充実を図ると共に、各課担当職員を中心に研修・啓発及び作成支援を行い掲載情報の拡充を図る必要がある。</p> <p>検索しにくいのご意見もあり、平成28年度の改修に合わせ、見やすさ、検索性の機能向上を図った。R4年度にキーワード検索窓を見やすい位置へ配置した。令和5年度もトップページに新たなボタンの設置、スライドの変更など随時改修を行った。</p> <p>平成25年7月から公式フェイスブック、令和3年6月に公式LINE、令和5年3月に公式Instagramを開設し、即時情報・行政情報集約・地域の魅力発信に努めている。各部署の担当者とともに、情報発信量を増やせるよう努めていく。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・HPやSNSの特性(公開性・即時性・蓄積性)を活かした新鮮かつ詳細な情報提供 ・災害等における情報発信の即時性向上 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP更新(市民生活に密接な「くらしの情報」の充実) ・公式SNS(LINE、Facebook、Instagram、YouTube)の更新 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・市HP・SNSの更新(随時) ・メルマガの発刊(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP・SNSの更新(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP・SNSの更新(随時) Instagram公式アカウント開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP・SNSの更新(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市HP・SNSの更新(随時)
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		メールマガジン利用者701人、SNSいいね数10,187、各種Webページ、公式YouTube	公式LINE登録者数2,100人、Facebookのフォロワー10,225人、Youtube登録者数600人	<ul style="list-style-type: none"> ・HPのアクセス数448,110件 ・公式LINE登録者数2,561人、Facebookのフォロワー10,485人、Instagramフォロワー328人、Youtube登録者数650人 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPのアクセス数392,378件 ・公式LINE登録者数2,921人、Facebookのフォロワー10,591人、Instagramフォロワー725人、Youtube登録者数764人 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPのアクセス数420,218件 ・公式LINE登録者数3,914人、Facebookのフォロワー10,838人、Instagramフォロワー1,146人、Youtube登録者数1,120人
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・各種Webページ及びSNSで随時情報発信 ・メルマガジンの定期的な発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの情報更新及びSNSでの行政・地域情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの情報更新及びSNSでの行政・地域情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの情報更新及びSNSでの行政・地域情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPの情報更新及びSNSでの行政・地域情報の発信 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・市報との連携 ・HPの検索性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報との連携 ・HPの検索性の向上 ・SNSによる情報発信の頻度向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報との連携 ・HPへの情報内容充実 ・SNSへの情報発信頻度と内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報との連携 ・HPへの情報内容充実 ・SNSへの情報発信頻度と内容の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・市報との連携 ・HPへの情報内容充実 ・SNSへの情報発信頻度と内容の充実 	
特記事項						
△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等						
【参考】総合計画						
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>					
施策	3 市民と行政の情報の共有化					
基本事業	2 広報媒体による情報提供の充実					

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	5 パブリックコメント制度の活用					
所管部課	部名	政策企画部	課名	広報広聴課		
課題と改革の方向	実施要綱を制定し、平成17年度より実施している。個別の計画等ごとに担当部局の判断で実施することとしており、実施率は向上している。 庁内での制度理解を図る。 市民等へ制度を周知し、積極的な市民参画機会を保障する。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報公開の推進 政策決定段階での市民参画の促進 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 市民へ制度を周知し、積極的な市民参画の機会を保障する。 職員も、制度の趣旨や重要性を理解し、積極的な活用を図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施、意見募集(随時) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施、意見募集(随時) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施、意見募集(随時) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施、意見募集(随時) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント実施、意見募集(随時) 実施状況の公表
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施件数5件(意見79件) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施件数2件(意見32件) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施件数6件(意見62件) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施件数8件(意見27件) 実施状況の公表 	<ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの実施件数10件(意見48件) 実施状況の公表
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 市民への情報公開 政策決定段階での市民参画 				
課題	制度の周知徹底					
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	1 広聴機会の充実

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	6 財政状況の積極的な公開					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	<p>当初予算及び決算については市HP及び広報誌、補正予算及び執行状況については市HPにおいて公開している。また、当初予算については、別途市民向けに「よくわかる予算説明書」を作成し、全戸へ配布している。</p> <p>今後、予算については、引き続きわかりやすい情報提供に努め、決算については、財政健全化法における情報開示、さらに事務事業評価も考慮し、提供する情報の充実を図る必要がある。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・行政の成果主義への視点移行 ・住民による監視機能強化 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開 	<ul style="list-style-type: none"> ・よくわかる予算説明書作成 ・HP、広報誌による情報公開
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		よくわかる予算説明書配布。予算、予算執行状況、決算概要のHP掲載。当初予算、決算の概要を広報誌に掲載。	よくわかる予算説明書配布。予算、予算執行状況、決算概要のHP掲載。当初予算、決算の概要を広報誌に掲載。	よくわかる予算説明書配布。予算、予算執行状況、決算概要のHP掲載。当初予算、決算の概要を広報誌に掲載。	よくわかる予算説明書配布。予算、予算執行状況、決算概要のHP掲載。当初予算、決算の概要を広報誌に掲載。	よくわかる予算説明書配布。予算、予算執行状況、決算概要のHP掲載。当初予算、決算の概要を広報誌に掲載。
成果	市政懇談会、電話などでよくわかる予算書を見ての質問あり。	市政懇談会、電話などでよくわかる予算書を見ての質問あり。	市政懇談会、電話などでよくわかる予算書を見ての質問あり。	市政懇談会、電話などでよくわかる予算書を見ての質問あり。	市政懇談会、電話などでよくわかる予算書を見ての質問あり。	
課題	より分かりやすく財政状況を伝える工夫をする。	より分かりやすく財政状況を伝える工夫をする。	より分かりやすく財政状況を伝える工夫をする。	より分かりやすく財政状況を伝える工夫をする。	より分かりやすく財政状況を伝える工夫をする。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	2 広報媒体による情報提供の充実

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	I 市民との情報の共有を図ります。					
取り組み名	7 防災情報の効果的な発信					
所管部課	部名	防災部	課名	防災安全課		
課題と改革の方向	現在、災害時の情報伝達手段として、音声告知放送、文字放送、安全安心メール、緊急速報(エリア)メール、地域自主組織(自主防災組織)や自治会への電話連絡、広報車、ホームページ、報道メディア等を活用することとしている。災害時における停電や断線も想定して無線による情報伝達手段を確保し、情報伝達手段の多様重化を図ることを目的に、令和2年度から令和3年度にかけて280MHzデジタル同報無線システムの整備を行い、令和3年10月から運用を開始した。					
期待される改革効果	・防災情報発信の多重化を図り、防災情報を的確かつ迅速に伝達する。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの整備 ・280MHzデジタル同報無線システムの運用と他の情報媒体との連携による防災情報の発信 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの整備 ・音声告知放送、安全安心メール等による防災情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの運用 ・各情報媒体と連携した防災情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの運用 ・各情報媒体と連携した防災情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの運用 ・各情報媒体と連携した防災情報の発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・280MHzデジタル同報無線システムの運用 ・各情報媒体と連携した防災情報の発信
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線設備の整備工事を実施。 ・音声告知放送、安全安心メール等による防災情報の発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備工事完了し10月から運用開始。 ・無線を含め音声告知放送、安全安心メール等による防災情報を発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報、防災上の注意喚起情報の伝達を防災無線を最優先に発信した。安全安心メールに自動連携しメールでも同内容を配信した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報、防災上の注意喚起情報の伝達を防災無線を最優先に発信した。安全安心メールに加えSNS連携機能を追加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報、防災上の注意喚起情報の伝達を防災無線を最優先に発信した。
	成果	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ・無線による情報伝達手段の確保、情報伝達手段の多重化を進めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・無線による情報伝達手段の確保、情報伝達手段の多重化を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報や災害への注意喚起、火災情報の伝達を行い同内容は安全安心メールにも配信し発信の多重化を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報や災害への注意喚起、火災情報、その他緊急を要する情報の発信について更に多重化を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報や災害への注意喚起、火災情報、その他緊急を要する情報を発信し市民周知を行った。 	
課題	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線戸別受信機の全世帯への貸与促進。 ・防災無線運用方針の確立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線戸別受信機の全世帯への貸与促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線戸別受信機の全世帯への貸与促進。 ・運用方針の整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線戸別受信機の全世帯への貸与促進。 ・運用方針の整理。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線戸別受信機の全世帯への貸与促進。 ・運用方針の整理。 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち <<定住環境>>
施策	16 消防・防災対策の推進
基本事業	2 防災施設の整備

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	II 市政への市民参加を進めます。					
取り組み名	1 男女共同参画の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	人権推進室		
課題と改革の方向	<p>審議会などの女性委員の割合は、男女共同参画計画で定めた数値目標(40%)に対して遠く及ばない状況が続いており、委員選出を依頼する市側と依頼を受ける地域等の双方の意識向上のため、一層啓発を進めていく。</p> <p>市役所内においては、委員選出の事前協議を徹底するとともに、「地域代表」の選出方法を検証し、場合によっては委員選出に関わる条例・規則等の改正についても検討していくよう働きかける。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 性別に関係なく、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりがそれぞれの個性と能力を活かし、あらゆる活動に誰もが参画できるまちづくりが推進される。 市の審議会等における女性委員の割合が高くなることにより、市政の方針決定過程において多様な意見を反映することができる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 審議会委員の選任・改選時における各部局と男女共同参画センターとの事前協議を徹底し、委員の女性参画率向上に向けた具体的な方法について検討する。 研修会・出前講座等により市民(地域等)へ向けての啓発を図り、地域団体の役員等への女性の参画を積極的に進めるとともに、女性が主体的に活躍できる環境づくりに努める。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 研修会、出前講座等による啓発 事前協議 具体的方法検討(必要に応じて) 条例等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、出前講座等による啓発 事前協議 具体的方法検討(必要に応じて) 条例等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、出前講座等による啓発 事前協議 具体的方法検討(必要に応じて) 条例等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、出前講座等による啓発 事前協議 具体的方法検討(必要に応じて) 条例等の改正 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会、出前講座等による啓発 事前協議 具体的方法検討(必要に応じて) 条例等の改正
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 研修会:12回 参加者721人 出前講座:2回 参加者38人 事前協議:19回 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会:14回 参加者431人 出前講座:2回 参加者24人 事前協議:3回 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 21回 参加者 1,782人 出前講座 2回 参加者 71人 事前協議:9回 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 23回 参加者 1,815人 出前講座 2回 参加者 33人 事前協議:7回 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 26回 参加者 1,949人 出前講座 1回 参加者 22人 事前協議:7回
成果	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中一定程度の研修会等が開催できた。 事前協議により女性委員の参加率向上を要請した。 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍の中一定程度の研修会等が開催できた。 事前協議により女性委員の参加率向上を要請した。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等への女性委員の参画率 28.4% 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等への女性委員の参画率 28.5% 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会等への女性委員の参画率 30.6% 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地域(自主組織を含む)での啓発活動の強化と地域活動への女性参画率の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各地域(自主組織を含む)での啓発活動の強化と地域活動への女性参画率の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> 市政及び地域活動における方針決定過程への女性の参画を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 市政及び地域活動における方針決定過程への女性の参画を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 市政及び地域活動における方針決定過程への女性の参画を推進。 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	4 男女共同参画の推進
基本事業	1 啓発の推進

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。						
推進項目	Ⅲ 市民活動を支援します。						
取り組み名	1 まちづくりグループの育成及びNPO法人の設立促進						
所管部課	部名	政策企画部	課名	地域振興課			
課題と改革の方向	市民が主役のまちづくりを推進するための柱の一つである志縁型のまちづくりグループの育成やNPO法人の設立を促進する。 量的には一定数があるため、協働効果の向上による質的效果を高めることに主軸を置いて進める。						
期待される改革効果	・市民が主役のまちづくりの推進により、協働のまちづくりの推進に寄与することが期待される。						
改革内容及び年次計画	内容	・まちづくりグループやNPO法人による公益的な協働事業の促進 ・市職員の協働意識の醸成					
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	計画	⇒	○	⇒	⇒	○	
		・まちづくりグループやNPO法人による協働事業の促進 ・NPO法人の設立支援 ・市職員の協働意識醸成	・まちづくりグループやNPO法人による協働事業の促進 ・NPO法人の設立支援 ・市職員の協働意識醸成 ・補助事業の検証・見直し	・まちづくりグループやNPO法人による協働事業の促進 ・NPO法人の設立支援 ・市職員の協働意識醸成	・まちづくりグループやNPO法人による協働事業の促進 ・NPO法人の設立支援 ・市職員の協働意識醸成	・まちづくりグループやNPO法人による協働事業の促進 ・NPO法人の設立支援 ・市職員の協働意識醸成	
		⇒	○	⇒	⇒	○	
		実績	補助事業による協働事業1件。NPO法人の新規設立はなし。市職員の意識醸成は庁内協働推進員説明会と協働事業事前協議等で推進した。	補助事業4件実施。NPO新規設立なし。庁内協働推進員説明会等により職員の協働意識醸成。制度検証により、大きな見直しはしないこととした。	補助事業による協働事業4件。NPO法人の新規設立なし。庁内協働推進員説明会、協働事業事前協議等により職員の協働意識醸成を図った。	補助事業による協働事業4件。NPO法人の新規設立なし(解散1件)。協働推進員説明会、協働事業事前協議等により職員の協働意識醸成を促進した。	補助事業による協働事業3件。市民活動奨励賞表彰及び事例共有会開催。NPOの新規設立なし。協働推進員研修による協働意識醸成を図った。
		成果	協働事業の事前相談は一定数あったが、新型コロナウイルスの影響により、協働事業の成立件数は1件のみであった。	コロナ禍においてもやり方を工夫しながら4件の事業が実施され、協働による取り組みが推進できた。	4件の協働事業の実施により、市民と行政の協働による取り組みが推進できた。	4件の協働事業の実施により、市民と行政の協働による取り組みを推進した。	3件の補助事業により、市民と行政の協働を推進した。市民活動事例共有会の開催により、市民活動団体の活動機運の上昇、団体同士の連携促進を図った。
課題	丁寧な相談対応と事前協議の充実により、協働事業を促進していく必要がある。	丁寧な相談対応と事前協議の充実により、協働事業を促進していく必要がある。	協働事業に係る事前協議と事後の振り返りにより、市民と行政の連携を深め、より協働効果を高めていく必要がある。	協働事業に係る事前協議と事後の振り返りにより、市民と行政の連携を深め、より協働効果を高めていく必要がある。	協働事業実施に向けた市民活動団体からの相談に柔軟に対応するとともに、行政からも積極的に協働事業の実施を働きかける必要がある。		
特記事項	令和6年度までの取組を踏まえ、協働事業補助金を令和7年度から3年間継続する方針とした。令和7年度からは、市が設定したテーマに協働で取り組む団体を募集する方式も追加。						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	1 市民が主役のまちづくりの推進
基本事業	1 まちづくり活動への参加推進

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	Ⅲ 市民活動を支援します。					
取り組み名	2 地域自主組織の活動支援					
所管部課	部名	政策企画部	課名	地域振興課		
課題と改革の方向	地域自主組織と行政が協働のパートナーとしてお互いの機能を発揮し、相互に連携し、定期的に検証・見直しを重ねながら地域課題の解決力を高めていく。 また、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の組織力を活かした情報交換や連携を図るとともに、法人格をはじめとする法制度等の政策提言に取り組んでいく。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の地域力を高めることにより、地域課題の解決力の向上につながる。 地域力の向上とともに行政力も高める必要があり、持続的な自治力向上につながる。 全国の自治体等との相互連携により、地域実態に即した国等の制度創設・改良につながりやすくなる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な地域づくりの推進 地域円卓会議等を通じた自治力の向上 定期的な検証・見直し 小規模多機能自治推進ネットワーク会議の組織力を活かした法人制度創設の実現等 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		⇒	○	⇒	⇒	○
	計画	<ul style="list-style-type: none"> H30地域と行政の今後のあり方報告書の提言内容の実現 地域円卓会議の機能向上 国の動向把握等 	<ul style="list-style-type: none"> H30地域と行政の今後のあり方報告書の提言内容の実現 地域円卓会議の機能向上 次期検証・見直し 国の動向把握等 	<ul style="list-style-type: none"> 検証・見直し結果の反映 地域円卓会議の機能向上 国の動向把握等 	<ul style="list-style-type: none"> 検証・見直し結果の反映 地域円卓会議の機能向上 国の動向把握等 	<ul style="list-style-type: none"> 検証・見直し結果の反映 地域円卓会議の機能向上 次期検証・見直し 国の動向把握等
	実績	⇒	○	⇒	⇒	○
		ハラスメント対策、雇用に関する苦情処理機関を整理した。地域円卓会議は、新型コロナウイルスの影響によりできず、オンラインでの情報共有機会を設けた。	基本協定の更新と災害対応の基本協定を締結した。地域円卓会議は、3テーマで開催した。一定規模以上の地域の地域福祉人件費を拡充した。	地域の担い手育成補助金を創設し、9つの自主組織が担い手確保・育成の取組を実施した。自主組織同士の学び合いの場となる事例共有会を3回実施した。	9つの自主組織が担い手育成補助金を活用した取組を実施。担い手育成、防災等をテーマとした事例共有会や座談会を開催。地域と行政のあり方報告書の積み残し事項の整理を実施。	防災をテーマとした地域円卓会議、空き家に関する事例共有会のほか、各種研修会を実施。地域との協議を踏まえて地域づくり活動等交付金の算定を見直した。担い手補助金の活用により、14組織が担い手育成・確保に取り組んだ。
	成果	ハラスメント対策、雇用に関する苦情処理相談窓口の整理、市職員への意識調査、新入市職員研修をすることができた。	2協定の更新、締結により、地域と行政の協働力をさらに高めるための基盤を強化することができた。	補助金を活用し、自主組織独自の担い手育成・確保に向けた取組が推進された。また、事例共有会により、自主組織同士の学び合いの場を提供できた。	担い手育成補助金の活用により、地域の担い手育成・確保に向けた取組が促進された。事例共有会や座談会の実施により、地域同士の学び合いの場を提供した。	各種研修機会の提供により、地域における課題解決に向けた取組促進につながった。担い手育成補助金の活用により、地域の担い手育成・確保に向けた取組が促進された。
課題	今後のあり方報告書の内容はR3中に整理する必要がある。国関係では法改正の動きの注視が必要。	喫緊の課題として、地域の担い手対策を強化していく必要がある。国関係では、法人制度創設の実現へ向けた継続的な取り組みが必要。	引き続き地域の担い手育成・確保の対策を強化する必要がある。国関係では、法人制度創設に向けた継続的な取り組みが必要。	引き続き、地域の担い手対策を重点課題として取り組む必要がある。国関係では、法人制度創設に向けた継続的な取組が必要。	引き続き、重点課題として地域の担い手対策を強化していく必要がある。NW会議の組織力をさらに高めつつ、国の制度創設・改良に向けた継続的な取組が必要。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち << 協働・行政経営 >>
施策	1 市民が主役のまちづくりの推進
基本事業	1 まちづくり活動への参加推進

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	Ⅲ 市民活動を支援します。					
取り組み名	3 交流センターの機能向上					
所管部課	部名	政策企画部	課名	地域振興課		
課題と改革の方向	地域自主組織の活動拠点として、交流センターの機能を持続的に発揮できるよう計画的に整備していく。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備による地域課題解決力の促進。 ・暮らしやすく、住み続けることができる地域づくり。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画による交流センターの計画的な整備 ・持続可能性の確保、安全安心の確保、歴史文化の活用の3つの視点による機能発揮の促進 ・交流センターの指定管理者制度を活かした地域力の向上促進 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	○	⇒	○	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備 ・交流センターの指定管理モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備 ・交流センターの指定管理者制度の検証・見直し、一斉更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備 ・交流センターの指定管理モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備 ・交流センター施設整備計画の見直し ・交流センターの指定管理モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備 ・交流センターの指定管理者制度の検証・見直し、一斉更新
	実績	⇒	○	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・加茂交流センターの整備に着手した。 ・交流センターの指定管理のモニタリングを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備。 ・交流センターの指定管理者制度の検証・見直し、一斉更新。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備。 ・交流センターの指定管理モニタリングの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画に基づく整備。 ・交流センター施設整備計画の改定。 ・交流センターの指定管理モニタリングの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幡屋交流センター整備に着手。 ・交流センター指定管理者制度を検証・見直しのうえ、一斉更新を実施。
成果	加茂交流センター整備に向け、調査等と実施設計が完了した。	<ul style="list-style-type: none"> ・加茂交流センター施設の整備完了。 ・交流センター指定管理者制度の見直し・検証の実施、更新等の手続き完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・波多交流センター及び大東交流センター調理室実施設計が完了。 ・幡屋交流センター建設基本計画策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・波多交流センター改修、大東交流センター調理室整備完了。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幡屋交流センター整備に向けた基本設計を実施。 ・交流センター指定管理者制度の検証・見直しを実施、更新等の手続き完了。 	
課題	交流センター施設整備計画に基づき、順次計画的に整備していく必要がある。	交流センター施設整備計画に基づき、順次計画的に整備していく必要がある。	交流センター施設整備計画に基づき、順次計画的に整備していく必要がある。	交流センター施設整備計画に基づき、順次計画的に整備していく必要がある。	交流センター施設整備計画に基づき、順次計画的に整備していく必要がある。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・交流センター施設整備計画は、概ね5年ごとに見直し(現行:令和6年2月改定)。 ・交流センターの指定管理は、非公募で3年ごとに更新。 					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	1 市民が主役のまちづくりの推進
基本事業	3 まちづくり活動の拠点整備

実施計画進行表

基本施策	A 市民と行政との協働によるまちづくりを進めます。					
推進項目	Ⅲ 市民活動を支援します。					
取り組み名	4 地域防災の推進					
所管部課	部名	防災部	課名	防災安全課		
課題と改革の方向	防災の円卓会議及び出前講座を開催し、自主防災組織(地域自主組織)など地域との連携及び情報共有について意見交換を行うことにより、防災情報の内容や取得方法について理解を深めてもらう必要がある。また、自主防災組織において地区防災計画を作成することにより、地域の自発的な防災活動を具体化することが求められている。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画や避難所運営マニュアルの策定により、地域の防災における初動対応を明確化する。 ・地域と行政の連携及び地域による防災情報の取得により、住民主体による避難行動に結びつける。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・防災減災に向けた地域との研修・意見交換と各種計画の策定支援 ・自主防災組織における避難訓練の実施 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・防災円卓会議、出前講座の開催 ・自主防災組織の計画策定や避難訓練の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災円卓会議、出前講座の開催 ・自主防災組織の計画策定や避難訓練の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災円卓会議、出前講座の開催 ・自主防災組織の計画策定や避難訓練の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災円卓会議、出前講座の開催 ・自主防災組織の計画策定や避難訓練の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災円卓会議、出前講座の開催 ・自主防災組織の計画策定や避難訓練の支援
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		防災円卓会議：未実施 出前講座：14回 自主防災組織の避難訓練支援等：3回	防災円卓会議：1回 出前講座：4回 自主防災組織の避難訓練支援等：無	防災円卓会議：0回 出前講座：15回 自主防災組織の避難訓練支援等：5回 地域と協働による避難所開設確認30か所	防災円卓会議：0回 出前講座：34回 自主防災組織の避難訓練支援等：1回 地域と協働による避難所開設確認30か所	防災円卓会議：6回 出前講座：27回 自主防災組織の避難訓練支援等：3回 地域と協働による避難所開設確認30か所
成果	防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発を図った。	令和3年7月豪雨災害の反省点を検証し、次なる災害に備えるものとして、普及啓発を図った。	防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発を図った。	防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発を図った。	防災対策の重要性について、住民の意識啓発、防災知識の普及啓発を図った。	
課題	新型コロナウイルス感染症感染防止のため、出前講座開催や避難訓練の実施に支障が生じている。	災害対応が発生し講座数は大きく減少した。反省点を含めた防災知識の普及啓発を図る必要がある。	防災訓練・研修の取り組みに対しては地域によって温度差があり全体での底上げが必要。	防災訓練・研修の取り組みに対しては地域によって温度差があり全体での底上げが必要。	防災訓練・研修の取り組みに対しては地域によって温度差があり全体での底上げが必要。	
特記事項	令和3年7月豪雨災害検証レポートを令和4年3月に作成、令和4年度からの試みとして職員防災研修、災害対策本部運営訓練、地域自主組織役職員と市職員による避難所協働開設手順確認訓練を実施した。出前講座として気象防災アドバイザーによる気象防災講義により防災意識の向上を図った。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	Ⅱ 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	16 消防・防災対策の推進
基本事業	1 防災意識の向上と実践

実施計画進行表

基本施策	B 市民本位の視点でサービスを見直します。					
推進項目	I 市民サービスの質を高めます。					
取り組み名	1 個人番号(マイナンバー)制度の活用					
所管部課	部名	政策企画部/市民環境部	課名	政策推進課/市民生活課		
課題と改革の方向	番号制度については、平成27年10月に住民基本台帳に記載されている全市民に番号が通知され、平成28年1月より個人番号カード(希望者のみ)の使用が始まった。この個人番号は条例で規定すれば、独自利用が可能となり様々な行政サービスに活用でき、市民が提出する添付書類の省略ができる。					
期待される改革効果	・公平、公正で各種行政事務の効率化及び市民サービスの向上					
改革内容及び年次計画	内容	・情報連携の対象となる独自利用事務の検討				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		・個人番号を利用した独自サービスの検討	・個人番号を利用した独自サービスの検討	・個人番号を利用した独自サービスの検討	・個人番号を利用した独自サービスの検討	・個人番号を利用した独自サービスの検討
	実績	△	△	△	△	△
		国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有
成果	事務担当課への情報提供	事務担当課への情報提供	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	
課題	個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	国・県からの文章を事務担当課と情報共有	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	2 ICT活用の推進

実施計画進行表

基本施策	B 市民本位の視点でサービスを見直します。					
推進項目	I 市民サービスの質を高めます。					
取り組み名	2 個人番号カードの普及促進					
所管部課	部名	政策企画部/市民環境部	課名	政策推進課/市民生活課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票等コンビニ交付サービスの利用推進。 ・個人番号カードの円滑な取得及び電子証明書等更新への対応。 ・個人番号カードは令和3年度に健康保険証としての本格運用が開始。 ・個人番号カードの利活用の方法では、マイキープラットフォームを使って、図書館カード、職員証としての利用、地域通貨、ボランティアポイント、健康ポイント、各種自治体ポイントなどが考えられるが関係部署による検討が必要である。 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードによる市民の利便性の向上 ・個人番号カードを保有することにより転職等で公的医療保険の加入先が変わっても健康保険証を切り替える必要がなくなるなど保有のメリットがある。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード申請手続きのPR及び申請補助 ・電子証明書等の更新への対応 ・個人番号カードを利用した独自サービスの検討(公共サービス利用等での自治体ポイントの検討) ・マイナポータル(子育て分野など行政手続きのオンライン申請)の検討 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの周知 ・個人番号カード活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの周知 ・個人番号カード活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの周知 ・個人番号カード活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの周知 ・個人番号カード活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの周知 ・個人番号カード活用の検討
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		個人番号制度の周知を行った。 国より75歳以下の個人番号カード未申請者に申請書の再送付を行った。	個人番号制度の周知を行った。 75歳以上の個人番号カード未申請者に申請書の再送付を行った。 休日のカード交付(毎月第2日曜日の午前)を開始した。	個人番号制度の周知を行った。 休日カード交付(毎月第2日曜日の午前)を行った(本庁)。 平日時間外カード交付(第2、4木曜日19時30分まで)を行った(総合センター)。	個人番号制度の周知を行った。 休日カード交付(毎月第2日曜日の午前)を行った(本庁)。 平日時間外カード交付(第2、4木曜日19時30分まで)を行った(総合センター)。 郵便局でのカード申請サポート委託を行った。	個人番号制度の周知を行った。 休日カード交付(毎月第2日曜日の午前)を行った(本庁)。 郵便局でのカード申請サポート委託及び島根県行政書士会へ申請サポート委託を行った。
	成果	市報・ホームページ等でマイナンバー制度・個人番号カードの交付手続きについての情報提供	市報・ホームページ等でマイナンバーカードの申請・交付手続き、保険証利用開始についての情報提供	市報・ホームページ等でマイナンバーカードの申請・交付手続き、保険証利用開始についての情報提供	市報・ホームページ等でマイナンバーカードの申請・交付手続き、保険証利用開始についての情報提供	市報・ホームページ等でマイナンバーカードの申請・交付手続き、保険証利用開始についての情報提供
個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある		個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	個人番号カードの普及を図ると共に独自サービスを検討する必要がある	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	2 ICT活用の推進

実施計画進行表

基本施策	B 市民本位の視点でサービスを見直します。					
推進項目	II 外部委託を進めます。					
取り組み名	1 事務事業等の外部委託の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	行政の関与のあり方を検証しつつ、持続可能な市政運営の実現、住民サービスを低下させないための手法として外部委託を推進する。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 行政資源の重点配分 民間ノウハウの導入による市民満足度の向上 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 外部委託を推進すべき業務の選定(委託内容、コスト分析、委託効果等の検討) 有効な業務の委託実施 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 委託業務等の有効性の検討、業務選定(有効な業務の委託実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務等の有効性の検討、業務選定(有効な業務の委託実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務等の有効性の検討、業務選定(有効な業務の委託実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務等の有効性の検討、業務選定(有効な業務の委託実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務等の有効性の検討、業務選定(有効な業務の委託実施)
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 組織見直し検討にあわせ事務事業の委託について調査 R3.4からの加茂こども園の保育業務委託について協議 	<ul style="list-style-type: none"> 組織見直し検討にあわせ事務事業の委託について調査 新型コロナウイルスワクチン集団接種事務民間教務委託導入 	<ul style="list-style-type: none"> 組織見直し検討にあわせ事務事業の委託について調査 マイナンバーカードの申請受付業務について民間業務委託を導入 新型コロナウイルスワクチン集団接種事務民間業務委託を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 組織見直し検討にあわせ事務事業の委託について調査 マイナンバーカードの申請受付業務について民間業務委託を継続 新型コロナウイルスワクチン集団接種事務民間業務委託を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 組織見直し検討にあわせ事務事業の委託について調査 マイナンバーカードの申請受付業務について民間業務委託を継続 新型コロナウイルスワクチン集団接種事務民間業務委託を継続 斐伊保育所、木次子育て支援センターに業務委託導入(R7.4月～)
成果	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員による実施業務について検証 R3.4から加茂こども園の保育業務委託を決定 	<ul style="list-style-type: none"> 業務選定には、事務の総量確保や指示命令系統の整理、手順の詳細も重要であり、一定の時間が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務選定には、事務の総量確保や指示命令系統の整理、手順の詳細も重要であり、一定の時間が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務選定には、事務の総量確保や指示命令系統の整理、手順の詳細も重要であり、一定の時間が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務選定には、事務の総量確保や指示命令系統の整理、手順の詳細も重要であり、一定の時間が必要となる。 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、デジタル化等の他の手法も踏まえ有効性を検証する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、DX推進(AI、RPAの活用)も踏まえた上で実施を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、DX推進(AI、RPAの活用)も踏まえた上で実施を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、DX推進(AI、RPAの活用)も踏まえた上で実施を検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託については、DX推進(AI、RPAの活用)も踏まえた上で実施を検討する必要がある。 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	3 民間活力の導入と広域行政の推進

実施計画進行表

基本施策	B 市民本位の視点でサービスを見直します。					
推進項目	II 外部委託を進めます。					
取り組み名	2 公立保育所保育業務の民間委託					
所管部課	部名	こども政策局		課名	こども政策課	
課題と改革の方向	「保育サービスの拡充」と「行財政改革の推進」双方の観点より、公立保育所の保育業務委託を推進する。 併せて① 小規模保育所への運営費加算、② 保育士雇用安定化対策 を実施することにより 雲南市全域においての子育て環境の確保と保育士確保及び保育の質向上を図る。					
期待される改革効果	・保育サービスの充実					
改革内容及び年次計画	内容	・これまでに保育業務委託を実施した保育所の円滑適正な運営の継続 ・平成30年度に策定した「新たな公立保育所保育業務委託計画」に基づく公立保育所(保育所型認定こども園を含む)4施設の保育業務委託の推進				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	◎	△	⇒	⇒
		・加茂こども園の運営事業者の選考・決定及び引継ぎ保育の実施	・加茂こども園の保育業務委託導入 ・斐伊保育所の保護者等と協議及び調整。併せて運営事業者選考の準備 ・吉田保育所・田井保育所の保護者等と協議及び調整。併せて運営事業者選考の準備	・斐伊保育所の業務委託計画の見直し(業務委託開始時期の変更) ・変更後のスケジュールによる斐伊保育所の保護者等と協議及び調整。運営事業者選考の準備。	(協議が整った場合) ・変更後のスケジュールによる斐伊保育所の保護者等と協議及び調整。運営事業者選考の準備。 ・斐伊保育所の運営事業者の選考・決定	(協議が整った場合) ・斐伊保育所の引き継ぎ保育の実施 ・業務委託前の三者協議による協議
	実績	○	△	◎	⇒	⇒
		・加茂こども園の運営事業者の選考・決定及び引継ぎ保育の実施 ・斐伊保育所の保護者(PTA役員会)に対し、説明会を開催	・斐伊保育所の保護者等と協議及び調整を行った。併せて運営事業者選考の準備を行った。 ・吉田保育所・田井保育所の業務委託計画の保留。	・斐伊保育所の保育環境改善方針を決定し、これに伴い業務委託計画の見直しを行い議会での説明を行った。(業務委託開始時期は最短でR7.4月とする。)	斐伊保育所の保護者等に対し、説明会を行った。 運営事業者の選考・決定。	・斐伊保育所の引き継ぎ保育の実施 ・業務委託前の三者協議による協議
成果	・加茂こども園の業務委託に向けて、令和3年1月から引継ぎ保育を実施。受託者の職員採用など余裕を持って取り組むことができるなど、保育の引継ぎが円滑に実施できた。	・斐伊保育所併設の木次子育て支援センターを移転・統合する方針を庁内で決定したが、利用者からの要望により、再度検討する必要性が生じた。 ・吉田保育所・田井保育所は、入所児童数の急激な減少により、委託できる見込みが低減したため委託計画を保留することとなった。	・斐伊保育所の保育環境改善方針として、木次子育て支援センターの移転・新築の方針を決定したため、一時中断していた業務委託計画の協議を再度進めることができた。	斐伊保育所の業務委託に向け、保護者等への理解を得るとともに運営事業者選考のため、選考委員会を開催し、事業者の決定を行った。	斐伊保育所の業務委託に向け、事業者、保護者代表、市との三者協議を行い、斐伊保育所の引き継ぎ保育を実施した。	
	・斐伊保育所に併設する木次子育て支援センターの今後の在り方について質問があり、現時点では検討中である。 ・斐伊保育所併設の木次子育て支援センターの方針をR3年度の早いうちに決定する必要がある。	・斐伊保育所の保育室の改善方針を決定するとともに業務委託計画の見直し(委託開始時期の変更)を行う必要がある。 ・木次子育て支援センターの在り方について、再度検討する必要がある。	・斐伊保育所の委託開始時期の変更を行ったことから、改めて関係者に説明し協議を進める必要がある。	業務委託をスムーズにするため、事業者、保護者代表、市との三者協議を行い、引継ぎ保育等の実施を行う必要がある。	保育業務委託後の保育所の円滑適正な運営の継続	
特記事項	・斐伊保育所の業務委託の開始をR7.4月としている。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	IV ふるさとを学び育つまち 《教育・文化》
施策	25 子育て支援の充実
基本事業	2 子育てと仕事の両立支援

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	1 税等の収納率の維持					
所管部課	部名	市民環境部	課名	債権管理対策課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替利用者の維持・向上を図る。 ・慢性滞納者の縮減を図る。 ・滞納額の縮減を図る。 ・「生活困窮者自立支援事業」に繋ぎ、滞納者の自立を図る。 					
期待される改革効果	・期限内納付、自主納付の増加及び滞納額並びに滞納者の縮減が図られ、市民生活の安定につながる。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納管理システムを更新し、効率的な滞納管理を行い、収納率の維持を図る。 ・窓口業務担当者と連携して口座振替を推進する。 ・生活困窮者支援対策(健康福祉部、社会福祉協議会)の相談窓口と連携し、滞納者の自立を図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納管理システムの更新 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い収納率の維持 ・滞納額及び慢性滞納者の縮減
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率 35.66% 現年分 収納率 99.30%	滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率46.86% 現年分 収納率99.60%	滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率32.61% 現年分 収納率99.42%	滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率 38.58% 現年分 収納率99.56%	滞納金額は縮減した。 滞納繰越分 収納率 40.91% 現年分 収納率99.55%
成果	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は64,717千円となった。	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は48,502千円となった。	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は56,182千円となった。	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は51,601千円となった。	市税等強制公債権の翌年度への滞納繰越額は48,000千円となった。	
課題	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法についてさらに検討を進め、実現可能な納付方法について組織的に検討を進める必要性あり。	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法についてさらに検討を進め、実現可能な納付方法について組織的に検討を進める。	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法について、順次実現可能な税目等の納付方法について組織的に検討を進める。	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法について、順次実現可能な税目等の納付方法について組織的に検討を進める。	引き続き口座振替を推進する。また、国が進めるDX推進計画も視野にいれつつ、税金等納付方法について、順次実現可能な税目等の納付方法について組織的に検討を進める	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	2 使用料等の収納率の維持・向上					
所管部課	部名	市民環境部	課名	債権管理対策課		
課題と改革の方向	<p>私債権及び非強制公債権(以下「私債権等」という。)の管理のために、雲南市市税等滞納整理本部会議(以下「本部会議」という。)において、次に示す私債権等の管理の適正化への方策を協議し各私債権等所管課で対応して行く。</p> <p>①改正民法に則した、未収金管理を行う。(時効管理等)</p> <p>②債権名義取得を視野に入れた収納対策の強化。</p> <p>③債権放棄の適正化。</p> <p>④生活困窮者については、「生活困窮者自立支援事業」に繋いで未納者の自立を図る。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 各私債権等所管課が、個別に行っている未収金整理の流れを統一することによって収納率の維持・向上が図られる。 適正な債権放棄により、未収金の適正な管理が図られる。 生活困窮者の自立が図られる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 本部会議による私債権などの管理の適正化に向けた方針等の決定 私債権の管理に関する条例に則した債権管理及び裁判を視野に入れた未収金整理業務 新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴う、雲南市としての対応についての検討 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減	・本部会議の決定方針に基づき、各私債権等の収納率維持、向上と過年度収入金の縮減
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		例年開催されている滞納対策本部会議のほか、新型コロナウイルス感染症対策の対応による会議の開催必要に応じて開催した。慢性滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)	例年開催されている滞納対策本部会議のほか、部会を開催し、適正な私債権管理が進められるよう協議を行った。慢性滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)	例年開催されている滞納対策本部会議を開催し、公債権及び私債権管理が適正に進められるよう協議を行った。長期高額滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)	例年開催されている滞納対策本部会議を開催し、公債権及び私債権管理が適正に進められるよう協議を行った。長期高額滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)	例年開催されている滞納対策本部会議を開催し、公債権及び私債権管理が適正に進められるよう協議を行った。長期高額滞納者に対し、裁判所への出訴予告書を送付した。(支払い督促の予告書)
	成果	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。	各使用料等の担当課と連携、生活困窮者自立支援事業担当課、相談員との連携により滞納額の縮減が図られた。	各使用料等の担当課と連携により、滞納額の縮減が図られた。
課題	滞納者へ出訴を前提にした対応。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	滞納者へ出訴を前提にした対応。債権の適正な管理、支払督促等実施。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	滞納者へ出訴を前提にした対応。債権の適正な管理、支払督促等実施。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	滞納者へ出訴を前提にした対応。債権の適正な管理、支払督促等実施。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	滞納者へ出訴を前提にした対応。債権の適正な管理、支払督促等実施。生活困窮者支援事業担当課や相談員との情報共有による滞納者への対応。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	3 産業振興による企業誘致					
所管部課	部名	産業観光部		課名	商工振興課	
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び企業誘致専門機関との連携による情報収集及び企業誘致活動 ・企業の新規立地及び増設の促進 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域雇用の確保と、市税等の歳入確保 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県が配置する企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した新規立地や増設の促進活動の展開 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業誘致専門員との連携による企業誘致活動 ・企業立地優遇制度を活用した立地促進活動の展開 ・専門系事務職場の誘致活動の展開
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業訪問による優遇制度利用促進活動 ・企業団地視察受入 ・事務系職場誘致推進事業の実施
	成果	企業立地計画認定【新設】0件(累計15件) 【増設】3件(累計35件)	企業立地計画認定【新設】2件(累計17件) 【増設】2件(累計37件)	企業立地計画認定【新設】1件(累計1件) 【増設】3件(累計40件)	企業立地計画認定【新設】2件(累計19件) 【増設】1件(累計20件)	企業立地計画認定【新設】1件(累計1件) 【増設】1件(累計2件)
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期計画の早期実現 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期B工区の早期実現 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期B工区の早期実現 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期B工区の早期分譲 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や誘致専門員との連携強化 ・企業団地第2期B工区の早期分譲 ・誘致対象企業の情報取得と絞込み 	
特記事項	将来的を見据えた人材確保や人材育成が大きな課題である					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	V 挑戦し活力を産みだすまち 《産業》
施策	37 商工業の振興
基本事業	1 新たな雇用の場づくり

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	4 基金の有効活用と整理統合					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	<p>特定目的基金については、その目的のための計画的な取り崩しを行なうとともに、初期の目的を達成した基金については、統廃合を行なう。</p> <p>資金運用については、特定財源の早期歳入を進める上で、必要最小限とし、国債、地方債による運用など有利な基金運用を目指す。</p>					
期待される改革効果	・将来の財政運営の安定					
改革内容及び年次計画	内容	・中期財政計画に基づく基金の有効活用と整理統合				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・財政調整基金・減債基金の繰入 4.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 1.8億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 6.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 5.0億円 ・国債、地方債による基金の運用	・財政調整基金・減債基金の繰入 5.0億円 ・国債、地方債による基金の運用
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		財政調整基金取崩額なし 減債基金繰入額：90百万円	財政調整基金、減債基金とも取り崩しなし。	財政調整基金取崩額：なし 減債基金取崩額：488百万円	財政調整基金取崩額：なし 減債基金取崩額：824百万円	財政調整基金取崩額：266百万円 減債基金取崩額：629百万円
	成果	昨年度より、収支不足の圧縮ができた。(R元年度：△1.2億円)	【積立】減債基金5.0億円、大規模基金1.3億円、コロナ基金1.3億円、永井博士基金0.5億円	減債基金の繰り入れを行ったがそれを上回る繰上償還(522百万円)を行った。	工業用水道分を含め繰上償還(681百万円)ができた。雲南広域連合からの基金積み直し(538百万円)ができた。	繰上償還(500百万円)ができた。
課題	特になし。	特になし。	特になし。	特になし。	繰上償還を除いた収支不足が生じている。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	5 ふるさと納税制度の普及・推進					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	ふるさと納税については、財源確保のために有効な制度であり、年々寄附が増加している。現在、商品発送等の代行業務を3社へ委託しているが、3社とも市外の事業者でかつ事務が煩雑なることから、将来的には1社契約(市内事業者)とすることが望ましい。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税制度は、寄附者の意思をまちづくりに反映することができるため関係人口の増加、雲南市をPRすることにより観光などの交流人口の増加、産品を提供にすることにより産業の活性化が図られて、雇用の増加、定住人口の増加にもつながる。 商品発送業務を、市内の事業者への委託することで、地域への経済波及効果が期待できる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ■返礼品発送業務を市内事業者へ委託する。 ・専用PC・ふるさと納税管理システム導入 ・業務委託先の検討 ・市内の事業者へ業務委託 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	◎	⇒	⇒	⇒
		・システム導入 ・業務委託先の再検討	・推進体制の検討 ・業務委託先の再検討	・市内の事業者へ業務委託	・市内の事業者へ業務委託	・市内の事業者へ業務委託
	実績	△	◎	⇒	⇒	⇒
		・商品発送等の代行業務のプロポーザルを実施。 ・ふるさと納税システムの導入	・商品発送等の代行業務を市内事業者へ業務委託	・オンラインワンストップシステムの導入 ・返礼品導入スキームの改善	・クラウドファンディング型ふるさと納税専用のポータルサイト開設	・R7年度からの中間支援事業者の交代に向けた移行準備
成果	R2.4月～R3.2月末 【寄附額】 205,159,496円 (+1.1倍) 【寄附者数】 7,258人(+1.1倍)	R3.3月～R4.2月末 【寄附額】 235,672千円(+1.15倍) 【寄附者数】 8,089人(+1.1倍)	R4.3月～R5.2月末 【寄附額】 296,170千円(+1.26倍) 【寄附者数】 9,482人(+1.2倍)	R5.3月～R6.2月末 【寄附額】 383,813千円(+1.3倍) 【寄附者数】 12,045人(+1.27倍)	R6.3月～R7.2月末 【寄附額】 286,472千円 【寄附者数】 9,322人	
課題	・商品発送等の代行業務のサポート ・12～1月上旬の繁忙期の体制	・寄附拡大に向けた制度見直し(使途・定期便等の見直し) ・12～1月上旬の繁忙期の体制	・寄附拡大に向けた推進体制の強化	・寄附拡大に向けた体制強化(中間支援事業者との連携強化)	・寄附拡大に向けた体制強化(中間支援事業者との連携強化)	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	6 企業版ふるさと納税制度の推進					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して企業が寄附を行った場合に、損金算入措置に加え、平成28年度から令和元年度までの間、法人関係税に係る税額控除の措置が講じられている。現在、税額控除の特例措置を5年間延長すること、税額控除割合を3割から6割に引き上げることなどの要望が提出されており、今後の制度の見直しによって活用促進につながる。(税額控除割合の引き上げなどの拡充、5年間延長などが盛り込まれた令和2年税制改正の大綱が令和元年12月20日閣議決定)					
期待される改革効果	・制度が改正され、期間が延長された場合、財源確保のため、積極的に推進していく必要があるが、限られた人員の中、効果的・効率的に納税してもらうための推進方法を検討する必要がある。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係課との協議を進め、効果的・効率的に事業を推進する。 ・商工振興課との連携強化 ■ 寄附の拡大を図るため、中間支援組織との連携を検討する。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	⇒	△	◎	⇒
		・事業実施に関する協議	・事業推進	・事業推進 ・中間支援組織との連携の検討	・事業推進 ・中間支援組織への業務委託の実施	・事業推進
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・商工振興課から企業へ声かけ ・成果報告と取組のPR	・商工振興課から企業へ声かけ ・成果報告と取組のPR	・商工振興課から企業へ声かけ ・成果報告と取組のPR ・中間支援事業者との連携の検討	・クラウドファンディング型ふるさと納税専用のポータルサイト開設 ・中間支援事業者との連携	・GCF専用サイトforgoodの運営 ・企業チャレンジ関係者からの声掛け
成果	3社:300万円 (うち継続企業2社)	3社:2900万円 (うち継続企業3社)	4社:3960万円 (うち継続企業2社)	6社:3900万円 (うち継続企業1社)	16社:5000万円 (うち継続企業3社)	
課題	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	・継続的な寄附の獲得 ・新規企業へのアプローチ	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	I 市税等の歳入を確保します。					
取り組み名	7 広告募集等新たな財源確保					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	新たな財源の確保策として、市有財産への広告掲載等による歳入の確保を進める。					
期待される改革効果	・一般財源の確保					
改革内容及び年次計画	内容	・市報、市ホームページ、市封筒、市営バスへの広告の掲載募集 ・市有財物等を活用した新たな広告の検討				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討	・広告の掲載募集、掲載 ・新規広告の検討
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載	市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載	市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載	市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載	市ホームページ、市報、固定資産税納税通知書送付用封筒への広告募集及び広告掲載
成果	収入額 395千円 ・市HP 4件 ・市報 12件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 1件	収入額 571千円 ・市HP 4件 ・市報 10件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 1件	収入額 455千円 ・市HP 5件 ・市報 11件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 2件	収入額 298千円 ・市HP 7件 ・市報 3件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 1件	収入額 265千円 ・市HP 5件 ・市報 3件 ・固定資産税納税通知書送付用封筒 2件	
課題	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	上記以外の市有財産等を活用した独自収入の確保の検討	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	1 手数料の適正化					
所管部課	部名	市民環境部	課名	市民生活課		
課題と改革の方向	受益者負担を基本とし、適正な財源を確保するため、手数料の定期的な見直しを行う。利用者の理解が得られる料金設定が必要である。					
期待される改革効果	・負担の公平性の確保					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度改定の手数料について、5年後を目途に見直しを検討する。 他市の手数料調査。 交付事務コストの分析作業。 公用申請等の取扱いの適正化に努め、公平なサービス提供を行なう。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		・他市の手数料の調査	・他市の手数料調査	・他市の手数料調査	・他市の手数料調査	・他市の手数料調査
	実績	△	△	△	△	△
		県内他市の手数料の調査を行った。	県内他市の手数料の調査を行った。	県内他市の手数料の調査を行った。	県内他市の手数料の調査	県内他市の手数料の調査
成果	特になし	特になし	特になし	なし	なし	
課題	サービスの向上(コンビニ交付)と手数料について、継続的な検証を行う必要がある。	サービスの向上(コンビニ交付)と手数料について、継続的な検証を行う必要がある。	サービスの向上(コンビニ交付)と手数料について、継続的な検証を行う必要がある。	手数料については継続的な検証が必要ではある	手数料については継続的な検証が必要ではある	
特記事項	社会保障・税番号制度システム制度による法改正及びそれに伴う大幅な運用変更が令和7年度まで毎年予定されている。運用が流動的な時点での手数料の改定を検証することは困難と考える。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	2 施設使用料及び減免規定の見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	<p>受益者負担の適正化や施設の維持管理経費の増加等を考慮し、平成30年度に施設使用料の見直し作業を行なった。また、令和元年10月の消費税率の引き上げに合わせた公の施設の使用料を改定を行った。</p> <p>使用料はおおむね5年ごとに見直し作業を行なうこととなっているため、今回は令和5年度に使用料の見直しを検討する予定。</p> <p>また、使用料の見直しにあわせ、使用料の減免およびその取扱いについても見直しを検討する。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 受益者負担の原則と共通的な使用料算定ルールに基づいた適正な使用料を設定することで、負担の適正化や公平性の確保が図られるとともに、財源の確保にもつながる。 減免規定の見直しにより、過不足のない使用料収入を得ることが可能となる。 					
改革内容及び年次計画	内容	施設の利用状況や維持管理経費の実態把握に努め、5年後を目途に見直しを検討する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	◎	△
		<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握に基づいて公の施設の使用料及び減免規定の見直しを検討・決定 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の使用料の適用 利用状況と維持管理経費の実態把握
	実績	△	△	△	○	◎
		R1改定の使用料に基づく使用料徴取	R1改定の使用料に基づく使用料徴取	R1改定の使用料に基づく使用料徴取	R6.10の使用料改定に向け、R6.2月に行財政改革審議会に諮問、総務常任委員会へ説明	周知期間等のため、使用料改定時期をR7.4月施行に修正。総務常任委員会へ説明、関係条例を9月議会上程可決
成果	統一的基準による使用料の設定	統一的基準による使用料の設定	統一的基準による使用料の設定	新たな公の施設使用料の設定基準や見直し(案)の作成	使用料改定、上限加算額導入、使用料減免取扱基準の決定(いずれもR7.4.1施行)	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 次期使用料改定に向け公費負担、受益負担のあり方について検討 減免規定の適用範囲等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 次期使用料改定に向け公費負担、受益負担のあり方について検討 減免規定の適用範囲等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 次期使用料改定に向け公費負担、受益負担のあり方について検討 減免規定の適用範囲等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに使用料の上限加算額導入を検討 減免規定の適用範囲等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 公費負担と受益者負担のあり方、減免制度については継続して見直しを検討する必要がある。 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	3 市営住宅駐車場の有料化					
所管部課	部名	建設部	課名	建築住宅課		
課題と改革の方向	<p>現在敷地内の空地や駐車場は自主的な共同利用により活用されている。しかし団地の建設年度が異なり、駐車場整備や管理に格差が生じていることや、公営住宅における駐車場管理の動向から、改めて市営住宅駐車場管理運営の適正化が求められる状況である。今後は、既の実施している他市等の動向を踏まえ検討する。</p> <p>また、当初は駐車場の舗装化等の財源確保が必要となるが、有料化後は安定した収入が見込まれる。</p>					
期待される改革効果	・市有資産の適正な管理運営と公平な受益者負担及び管理経費の財源確保					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・整備方針の決定 ・駐車料金の決定 ・駐車場管理方法の決定 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	◎	⇒	⇒	⇒
		・舗装工事実施 ・条例整備	・入居者説明 ・駐車場管理組合の設置	・徴収開始	・徴収業務	・徴収業務
	実績	△	△	△	△	△
		舗装整備の予算要求	澄水団地、三刀屋団地、中郡団地について駐車場舗装工事を実施	他市町の状況調査	他市町の状況調査	他市町の状況調査
成果	なし	なし	なし	なし	なし	
課題	・他市等を参考に使用料の試算を行い、使用料の素案を決定する。	・駐車場の状況について団地毎に調査を行い、実態に即した使用料の素案を決定する。	・駐車場の状況について団地毎に調査を行い、実態に即した使用料の素案を決定する。	・駐車場の状況について団地毎に調査を行い、実態に即した使用料の素案を決定する。	・駐車場の状況について団地毎に調査を行い、実態に即した使用料の素案を決定する。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	2 積極的な財源確保

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	4 水道料金の見直し					
所管部課	部名	上下水道局	課名	総務課		
課題と改革の方向	人口減少、節水機器の普及等に伴い、水需要は今後減少すると見込まれている。一方、施設・管路の更新や災害に備えた耐震化など事業費用は増加し、水道事業経営は厳しい状況が予想される。 施設の統廃合などを含め、アセットマネジメントによる将来の更新計画を策定し、今後も適正な料金水準を設定していく必要があり、令和7年度からの料金改定を予定している。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業経営の安定化 ・住民負担の軽減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の水道料金は、料金算定期間を平成29年度～令和3年度の5年間としているが、第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略等の進捗状況を確認しつつ、料金算定時の推計と比較しながら、一定期間での水道料金の見直しを図っていく。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	◎	⇒	△
		・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間(5ヵ年)見直し	・水道料金検討	・審議会への諮問 ・審議会からの答申	・水道料金改定	・改定後の検証
	実績	⇒	△	△	△	◎
		<ul style="list-style-type: none"> ・純利益 107,726千円 ・給水原価 295.09円 ・経常収支比率 108.79円 	水道料金改定スケジュールの見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金等審議会を開催 ・市長から水道料金の見直しについて諮問 	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道料金等審議会を開催 ・審議会から水道料金の見直しについて答申 	令和7年度からの改定に向け、市民周知を行った。
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (53,428千円増) 給水原価 (△62.17円) 経常収支比率 (4.69%増) 概ね計画を上回る成果となっている 	下水道使用料の改定(R4から)を優先し、水道料金の改定はR6年度からとする	・審議会を5回開催し、水道料金の見直しについて審議している	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会から答申を受け、市としての見直し方針を決定 ・水道料金の改定はR7年度からとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌にて料金改定の特集記事を掲載 ・ケーブルテレビにて料金改定について説明した
課題	下水道使用料の改定と併せて改定時期を検討する必要がある。	R4年度には上下水道料金等審議会を開催する必要がある。	答申についてはR5年度	R6から1年延ばしたR7年度からの改定となった	近年の物価高により各種経費が高騰しており、早期の見直しも視野に入れる必要がある。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	II 受益者負担の適正化を進めます。					
取り組み名	5 下水道使用料の見直し					
所管部課	部名	上下水道局	課名	総務課		
課題と改革の方向	下水道使用料は、平成20年度料金統一後改定されておらず、早期に検討する必要がある。また、人口減少や水道使用量の減少に伴い、下水道使用料収入も減少することが見込まれる。今後、施設の更新、一般会計の負担の軽減等、将来を見据えた使用料の設定をする必要がある。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な市民の費用負担 ・下水道事業経営の安定化 					
改革内容及び年次計画	内容	下水道事業は、令和6年度から全ての事業に法適用をするため、今後より一層独立採算が求められる。汚水処理施設整備構想に基づく施設統合等、経費縮減に努める。下水道使用料の改定にあたっては、審議会において今後の方針等を協議する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	◎	⇒	⇒	△	○
		・審議会への諮問 ・審議会からの答申	・下水道使用料改定	・改定後の検証	・改定後の検証	・改定後の検証、必要に応じ見直し検討
	実績	△	◎	⇒	⇒	⇒
		・審議会へ下水道使用料の検討についての説明 ・適正な使用料について検討	・下水道審議会へ諮問、答申	・R3年度の方針に基づき、段階的な使用料改定(10%)を実施	・R3年度の方針に基づき、段階的にさらに10%の使用料改定を実施	・純利益236,125千円 ・経常収支比率113.27%
成果	・R3年度に審議会へ諮問する案を作成	・答申された内容を基に令和4年度から段階的に使用料の改定を行う	・下水道使用料実績 R3 500,215千円 R4 545,532千円	・下水道使用料実績 R3 500,215千円 R4 545,533千円 R5 529,912千円	・下水道使用料実績 R3 500,215千円 R4 545,533千円 R5 529,912千円 R6 528,473千円	
課題	・使用料改定予定をR3年度からR4年度へ1年送ることとなった。	・経済状況などを鑑み、段階的な改定となった	・R5年度から更に10%の改定を予定している	・次の算定期間に向けて7年度から検討が必要	水道料金の改定(R7年度)に伴い、次期下水道使用料の使用料体系の検討必要。	
特記事項	R4年度から約10%、R5年度から20%引き上げるように2段階の改定とする。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	15 下水道の整備
基本事業	4 下水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	Ⅲ 地方債の借入を抑制します。					
取り組み名	1 財政健全化法に係る財政指標の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	中期財政計画に基づき、計画的な市債の借入と計画的な繰上償還を行い、実質公債費比率の適正化をめざす。					
期待される改革効果	・将来の財政運営の安定					
改革内容及び年次計画	内容	・地方債の借入と償還のバランス図り、将来の実質公債費比率の適正化を図る。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・地方債借入 5,258百万円 ・公債費 3,863百万円 ・実質公債費比率 11.1	・地方債借入 3,697百万円 ・公債費 3,769百万円 ・実質公債費比率 11.4	・地方債借入 4,378百万円 ・公債費 3,663百万円 ・実質公債費比率 11.4	・地方債借入 3,955百万円 ・公債費 4,167百万円 ・実質公債費比率 12.1	・地方債借入 2,755百万円 ・公債費 4,141百万円 ・実質公債費比率 12.9
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・地方債借入 5,208百万円 ・公債費 3,869百万円 ・実質公債費比率 11.3	・地方債借入 3,400百万円 ・公債費 3,719百万円 ・実質公債費比率 11.1	・地方債借入 3,305百万円 ・公債費 4,180百万円 ・実質公債費比率 10.9	・地方債借入 3,299百万円 ・公債費 4,454百万円 ・実質公債費比率 11.2	・地方債借入 2,907百万円 ・公債費 4,409百万円 ・実質公債費比率 11.1
	成果	実質公債費比率が、11.3となった。	実質公債費比率が、11.1となった。	実質公債費比率が、10.9となった。	実質公債費比率が、11.2となった。	実質公債費比率が、11.1となった。
課題	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	健全財政を維持するため、借入と償還のバランスを図り、実質公債費比率の抑制を図る必要がある。	
特記事項	中期財政計画に基づく数値					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	Ⅲ 地方債の借入を抑制します。					
取り組み名	2 内部留保資金の効率的運用による地方債借入の抑制					
所管部課	部名	上下水道局	課名	総務課		
課題と改革の方向	<p>将来の給水人口の減少を見据え、起債償還の負担を抑制する。内部留保資金は、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を補填するものであり、単年度の起債借入額が大きくなるよう必要に応じ内部留保資金を活用していく。第2次雲南市水道事業総合整備計画では単独事業の起債比率を30%未満とし、内部留保資金残高を7.5億円以上の確保としている。</p> <p>併せて、毎年度整備計画の事業内容及び事業費の精査を行い、旧簡水エリアなど有利な起債を活用する。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業経営の安定化(将来負担額の軽減) ・固定資産対長期資本比率の低減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な企業債の借入 ・第2次雲南市水道事業総合整備計画(平成28年度～令和7年度)等に基づく事業内容の精査 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間見直し ・事業精査	・事業精査	・事業精査	・事業精査	・事業精査
	実績	○	△	⇒	△	⇒
		・企業債の借入の抑制(△159百万円)	・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間見直し着手	・第2次雲南市水道事業総合整備計画中間見直し	・内部留保資金を活用しながら事業に着手	・内部留保資金を活用しながら事業を実施
成果	・内部留保資金1,740,505千円 ・固定資産対長期資本比率99.13%	・固定資産対長期資本比率90.68%(△8.45%減)	・固定資産対長期資本比率89.88%(0.8%減)	・内部留保資金1,703,085千円 ・固定資産対長期資本比率92.62%	・内部留保資金1,751,292千円 ・固定資産対長期資本比率91.88%	
課題	・企業債の発行を抑えつつ計画を上回る内部留保資金を確保できているが、アセットマネジメントによる長期的な更新計画の策定の必要がある。	全国平均は89.84%であり、引き続き安定経営に向けた内部留保資金の確保に努める。	全国平均は90.98%であり、引き続き安定経営に向けた内部留保資金の確保に努める。	全国平均は90.91%であり、引き続き安定経営に向けた内部留保資金の確保に努める。	全国平均は91.29%であり、引き続き安定経営に向けた内部留保資金の確保に努める。	
特記事項	・第2次雲南市水道事業総合整備計画の見直しは令和6～7年度実施					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	Ⅱ 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	1 人件費の抑制					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	平成26年4月の一般職の職員総数は516人、普通会計では一般職474人で人件費総額は37億5千万円台であった。平成31年4月の一般職の職員総数は468人、普通会計では一般職436人で人件費総額は37億4千万円台となっている。職員数の減員や給与抑制によって、人件費総額の抑制を行ってきた。引き続き、人件費総額を抑制していくために、計画に沿った定員管理と適正な給与水準の維持に取り組む必要がある。					
期待される改革効果	・人件費総額の抑制につながる。					
改革内容及び年次計画	内容	・特別職及び一般職の給料・手当の抑制措置を行ってきたが、市議会等から減額を終了すべきとの意見もいただいている。 ・令和2年度で現定員管理計画が終了することもあり、給料・手当の抑制措置について改めて今後の方向性を検討していく。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	◎	△
		・検討	・検討	・検討	・計画策定 ・計画に基づく職員数の管理	・検討
	実績	△	△	△	◎	△
		・R2.3.31をもって一般職の給与減額終了 ・特別職(三役)はR2.11.30まで10%減額実施	・給与削減は令和2年度で終了 ・災害等関連で定員管理計画を上回る職員採用(社会人枠中途等)。	・ワクチン接種、災害等関連で定員管理計画を上回る職員採用(R4.7.1社会人経験者枠採用試験を実施)	・計画策定 ・計画に基づく職員数の管理	令和6年人事院勧告により、月例給及び一時金がプラス改定であった。特に会計年度任用職員の行(一)1・2級が近年にない増となった。
成果	削減効果1.2百万円			R5.7.1実績 484人 R6.4.1実績 478人 R7.4.1目標 476人 R8.4.1目標 475人		
課題	人件費の抑制	・人件費の抑制 ・職務職階制の見直し検討(誰もが無条件で統括主幹5級に昇任・昇格など)	・人件費の抑制 ・職務職階制の見直し検討(誰もが無条件で統括主幹5級に昇任・昇格など)	・定年退職が2年に1回となり、退職者の動向把握 ・近年、若手職員の転職(県・他市など)が多くなってい	人勤に伴う大幅な増。特に会計年度任用職員の人件費が増大しており、職の設定や任用数の整理が必要。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <<協働・行政経営>>
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	2 新たな入札方式の導入と手続きの合理化					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	新たな入札制度及び電子入札に対応するため、関係法令等の整備及び入札制度の周知を図る。電子入札制度の運用拡大の検討を図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 入札制度の整理による事務の統一及び入札執行による管理費の減額。 電子入札制度の適用範囲の拡大を図ることにより、参加事業者の負担軽減と事務の効率化が図られる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の拡大 資格申請システムの導入 制度の効率的運用を目指し、要綱等の見直しを図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		<ul style="list-style-type: none"> 電子入札対象案件の拡大(建築設計・監理業務:約7割) 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品) 	<ul style="list-style-type: none"> 電子入札の実施 資格申請システムの検討(物品) 電子入札対象案件の検討(物品)
	実績	△	△	△	△	△
		<ul style="list-style-type: none"> 業務委託に総合評価方式入札の試行導入と低入札価格調査制度の導入 電子入札(約9割達成) 	<ul style="list-style-type: none"> R3から予定価格を事前公表に変更 災害復旧工事に特例措置を適用(契約保証の免除等) 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約ガイドラインを策定 	<ul style="list-style-type: none"> 長期継続契約に係る事務取扱要領を策定 	<ul style="list-style-type: none"> 県統一の電子入札システムが更新されたが、物品入札のシステム導入は見送り
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 測量設計コンサルタント業務における品質確保 建築設計の電子入札参加 5/8→7/8者に増 	<ul style="list-style-type: none"> 入札参加者の事務負担の軽減・不正防止と事務効率化 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の適正な執行を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期継続契約制度の活用と契約事務の適正化を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
課題	<ul style="list-style-type: none"> 予定価格の公表時期について検討 	<ul style="list-style-type: none"> 物品・一般業務の電子入札導入には中小事業者の理解・協力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 物品・一般業務の電子入札導入には中小事業者の理解・協力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 物品・一般業務の電子入札導入には中小事業者の理解・協力が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 物品・一般業務の電子入札導入には中小事業者の理解・協力が必要 次期更新期に向けて、調整を図る 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	1 業務と組織機構の効率化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	3 事務所衛生基準規則による室温設定の実施					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	地球温暖化の影響からか、夏季の高温、冬季の低温と、耐え難い気温が続く中、庁舎内の温度を適温に保ちつつも、エネルギー消費の抑制を図り、維持管理経費の節減を行う。 室温の政府推奨温度は、冷房時28℃、暖房時20℃であるが、これらに到達してからの空調機起動では、逆に機械への負荷がかかり過ぎる、デマンドの上昇を招くため、天候等から早めにこれを類推し起動させる。また、デマンド上昇の一因である、空調機の一斉起動をやめ、フロアごとや区画ごとなどを単位とする起動方法とする。					
期待される改革効果	・電気、木質チップ等の経費の節減					
改革内容及び年次計画	内容	・空調の適切な温度管理とクールビズ、ウォームビズを併せて実施することにより、庁舎内の不快感を抑え、以てデマンド抑制による契約電力量の低減を図る。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下	・夏季室温 26～28℃ ・冬季室温 20～22℃ ・契約電力 140KW以下
	実績	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		クールビズ・ウォームビズの実施	クールビズ・ウォームビズの実施	クールビズ・ウォームビズの実施	クールビズ・ウォームビズの実施	クールビズ・ウォームビズの実施 電気需給契約先を中電から他社に変更
	成果	夏季の窓開け換気と熱交換器故障、冬期の異常低温によりデマンド上昇(160→181)	細やかな室温管理によりデマンド低下(181→171)	・電算室のサーバー増設により、デマンド上昇(171→185) ・細やかな室温管理を継続	・デマンド低下(185→184)	・デマンド上昇(184→198) ・電気料金は契約先を変えたことにより下がった
課題	感染症予防のため、窓開け換気が実施され、室温管理の効率が悪化	・感染症予防の窓開け換気より、室温・湿度管理の効率が悪化	DXの推進により、電算機器が増えていく傾向にあり、電力需要が増している	・年度当初に本庁舎の熱交換器及び排煙窓開閉器故障により、省エネ効果が減少 ・年度末に修理完了	・デマンド上昇9月195kw、2月198kw ・排煙窓開閉器故障、年度末修理	
特記事項	・サーバー増設、本庁舎職員増により電気使用量は増加傾向にある。 ・電気料金高騰(R4.2月分単価前年同期比130%)					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	4 公用車保有台数等の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車の配車基準がなく全庁での計画的な配車及び共有化、効果的な配車が行われなかったため、平成28年度の機構改革に併せ平成27年度に公用車適正配車計画を策定し、5年ごとに計画の見直しを行うことで公用車保有台数の適正化を図る。 ・公用車の更新についても基準がなく10年以上経過し老朽化した車両が多数存在しており適正な更新が行われなかったため、更新基準を設け計画的な更新を行い、職員の安全な利用を確保する。 					
期待される改革効果	・維持管理経費の節減					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公用車適正配車計画の策定及び見直し ・公用車保有台数の管理(3.3人に1台) ・計画的な公用車の更新 ・車両の軽自動車化 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	○
		<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正配車計画にそった保有台数の管理 ・計画的な公用車更新 ・適正配車計画の検証、見直し適正配車計画の検証、見直し
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な公用車の更新 ・供用車予約方法の変更による効率的な運用 	災害復旧に対応するため、公用車を増車	災害復旧に対応するため、公用車を増車	年度末に災害復旧用3台をリース解約	10月から公用車管理システムを導入
	成果	公用車(消防車両等を除く)6台減 138⇒132	公用車(消防車両等を除く)3台増 132⇒135	公用車(消防車両等を除く)8台減(内5台用途変更による減) 135⇒127	公用車(消防車両等を除く)4台減 127⇒123	公用車(消防車両等を除く)12台減 123⇒111
課題	保有台数の縮減、軽自動車への転換	保有台数の縮減、軽自動車への転換	保有台数の縮減、軽自動車への転換	脱炭素社会実現計画において、2030年公用車全車電動化が示された	次年度、公用車管理システムの稼働状況を分析し、適正配車計画を更新する	
特記事項	脱炭素社会実現計画(令和5年度)において、2030(R12)年公用車全車電動化が示されたが、電気は災害に弱いインフラであり、ハイブリット車など多様な省エネ車を配置すべきと考える。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	IV 内部管理経費を徹底して削減します。					
取り組み名	5 未利用市有地等の処分の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	管財課		
課題と改革の方向	未利用財産の処分が図れていないことから市有財産利活用方針を定め、未利用財産の処分を推進する。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理経費の節減 ・売払い及び貸付による財源の確保 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用方針を策定 ・方針に基づき売却可能地を洗い出し、区分(利用・処分)し、リスト化 ・処分対象地を調査(境界杭・埋設物の有無等)し、リストへ反映 ・新たに用途廃止された財産の取扱いについて区分し、リストへ追加 ・売払い又は貸付の実施 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	○	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・売却可能地を洗い出し、区分 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに用途廃止された財産を区分しリスト化 ・売払い又は貸付の実施
	実績	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・市有財産利活用基本方針を策定 ・基本方針に基づき個別資産利活用方針を策定 	R2個別方針策定分から8物件を入札、応札者なし	R2個別方針策定分から9件の入札を実施し、1件の売買契約を締結	新たな個別利活用方針の策定と前年度までの個別利活用方針に沿って、処分を進めた。	新たな個別利活用方針の策定と前年度までの個別利活用方針に沿って、処分を進めた。
成果	22件の個別利活用方針を策定し、内14件の売却可能財産をHPに公開	<ul style="list-style-type: none"> ・R3個別方針は災害対応により未策定 ・個別方針を策定すべき資産の洗い出し・調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別方針を策定すべき資産の洗い出し・調査を実施 ・R4個別方針を策定し17件の利活用方針を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・R5個別利活用方針を12件策定 ・売却した財産1件 	<ul style="list-style-type: none"> ・R6個別利活用方針を15件策定 ・売却した財産4件 	
課題	処分できそうな資産であっても、残存埋設物や道路との境界が未確定など、直ちに処分できない資産がある	処分できそうな資産であっても、残存埋設物や道路との境界が未確定など、直ちに処分できない資産がある	条例廃止時に処分条件整理の処理を適切に実施することを担当部署に周知する	処分に向けて、解体や境界確定など経費が掛かる財産がある	処分に向けて、解体や境界確定など経費が掛かる財産がある	
特記事項	処分に当たり、経費が掛かる物件について、土地開発公社と連携し取り組んでいく。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	V 施策、事業及び補助金等を見直します。					
取り組み名	1 補助金の交付基準の策定と見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	各種団体等の運営費、活動費として経常的に交付されている補助金、負担金等について、補助金等交付基準に基づき、目的、効果、必要性、公平性等の観点から毎年度、補助金審査委員会により見直しを行う。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業に対する行政関与の適正化 補助費総額の抑制 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 現在交付されている補助金等について、再点検を行い、行政関与の必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証する。 補助金の整理統合に努める。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施	補助金審査の実施
成果	補助金審査結果を令和3年度当初予算編成へ反映	補助金審査結果を令和4年度当初予算編成へ反映	補助金審査結果を令和5年度当初予算編成へ反映	補助金審査結果を令和6年度当初予算編成へ反映	補助金審査結果を令和7年度当初予算編成へ反映	
課題	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	補助金審査結果と当初予算計上額に乖離がある。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	1 特別会計の整理統合					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	【特別会計の廃止等】 制度改正等により、特別会計の必要性が無くなった場合は、廃止等を検討する。 【公営企業会計への移行】 制度改正に等により、特別会計から公営企業会計へ移行が必要となる場合は、速やかに移行する。					
期待される改革効果	・予算の透明性の向上					
改革内容及び年次計画	内容	・特別会計の整理統合と公営企業への移行				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・公共下水道事業の公営企業への移行 ・土地区画整理事業特別会計の廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・事業終了等に合せ特別会計の廃止を検討し、可能な特別会計は廃止	・生活排水処理事業特別会計の公営企業への移行
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・公共下水道事業の公営企業への移行	特になし	特になし	特になし	生活排水処理事業特別会計分を公営企業(下水道事業会計)へ移行
	成果	計画どおり実施できた。	特になし	特になし	特になし	計画どおり実施できた。
課題	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	
特記事項	・令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ移行 ・令和6年度から生活排水処理事業特別会計全体が公営企業会計へ移行					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	2 繰出基準の策定					
所管部課	部名	総務部	課名	財政課		
課題と改革の方向	中期財政計画を基本に予算編成において、繰出必要額を精査する。					
期待される改革効果	・企業会計・特別会計運営の効率化、健全化					
改革内容及び年次計画	内容	・繰出基準と繰出金の精査				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定	・繰出し基準等の考え方にに基づき繰出額を決定
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。
成果	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	経営計画を基本に予算編成において繰出金を決定。	
課題	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	国の制度見直しなどに伴い、繰出基準の再協議が必要。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から下水道事業が公営企業会計へ移行 ・令和6年度から生活排水処理事業特別会計全体が公営企業会計へ移行 ・市立病院改築が終了し、繰出基準について再検討が必要 					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	3 雲南市立病院の経営健全化					
所管部課	部名	健康福祉部／病院事務部	課名	保健医療政策課／経営課		
課題と改革の方向	平成28年度に地域医療構想に基づき新公立病院改革プラン(平成28年度～令和2年度)の作成を行い1年ごとに検証を行っているが、現計画では令和2年度が最終年度となる。その後は、公立病院経営強化プラン(令和5年度～令和9年度)を策定し、健全経営の持続を図る。 今後、病院建設の企業債償還額が令和5年以降にピークを迎えるため、内部留保資金の確保が重要である。新公立病院改革プラン、公立病院経営強化プランを着実に実施できるよう計画を進める。 一般会計繰出金については適切な財政支援を行うため3年毎に見直しを行い、経営の健全化に資する。					
期待される改革効果	市民が安心して生活できる医療の提供 ・安定した医師の確保 ・安定した医療器械器具の整備					
改革内容及び年次計画	内容	・経営改善の進捗確認				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	⇒	△	◎	⇒
		・新公立病院改革プランの検証	・新公立病院改革プランの検証 ・ポスト新公立病院改革プラン(令和3～7年度)の策定 ・ポスト新公立病院改革プラン(令和3～7年度)の開始	・公立病院経営強化プラン(R5～R9年度)の策定に向けて検討開始 ・繰出金の見直し検討(3年毎)	・公立病院経営強化プラン(R5～R9年度)の策定	・公立病院経営強化プラン(R5年度)の検証
	実績	△	⇒	△	◎	⇒
		R2年度決算見込 ・経常損失／純損失 184,834千円 ・内部留保資金 356,650千円 ・繰越内部留保資金 1,890,516千円 ・経常収支比率 96.3% ・病床利用率 80.0%	R3年度決算見込 ・経常損益／純利益 250,921千円 ・内部留保資金 777,612千円 ・繰越内部留保資金 2,662,128千円 ・経常収支比率 104.7% ・病床利用率 79.5%	R4年度決算見込 ・経常損益／純利益 83,761千円 ・内部留保資金 592,967千円 ・繰越内部留保資金 3,255,095千円 ・経常収支比率 101.5% ・病床利用率 74.7%	○「雲南市立病院経営強化プラン」策定(R5.11) ○R5年度決算見込 ・経常損失 685,650千円 ・純損失 682,073千円 ・内部留保資金 ▲312,124千円 ・繰越内部留保資金 2,942,970千円 ・経常収支比率 87.8% ・病床利用率 77.8%	○「雲南市立病院経営強化プラン」R5年度実績点検・評価(R6.11) ○R6年度決算見込 ・経常損失 702,956千円 ・純損失 702,956千円 ・内部留保資金 ▲381,096千円 ・繰越内部留保資金 2,561,913千円 ・経常収支比率 87.8% ・病床利用率 79.0%
成果	県の要請により感染症患者の受入れ体制を整えるため病床を確保したことにより、患者数の減となり、病床利用率が低下した。それに伴い入院外来収益は減収となった。一方で病床確保に対する補助金充当が収益減を上回り、経常収支比率は対前年度比で5.6ポイント、対改革プラン比で4.9ポイント上回る結果となった。	R2年度と同様、県の要請により新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」という。)患者の病床を確保したことにより入院患者数は減少したが、コロナに対する診療報酬上の加算等により入院収益は増収となった。また、コロナ関係の補助金充当により経常収支は黒字計上となり、対前年度比で8.4ポイント上回る結果となった。	R2年度から続くコロナ患者の病床確保を、R4年度も県の要請により実施した。このことにより入院患者数は減少、収益も減収となったが、病床の確保等コロナ関係の補助金の充当により、経常収支は2年連続の黒字計上となった。	5月8日にコロナが5類感染症に変更され、病床確保に係る補助金は9月末で廃止となり、前年度比で約9億円減収となった。また、10月以降、病棟はコロナ前の運用に徐々に戻し、入院収益は2.4億円増収となったが、人件費の増や物価高騰による費用の増などが影響し、経常損益は前年度比で7.7億円下回ったが、一方プランとの比較では、7千8百万円上回る結果となった。	R6.6よりDPC病院となり、医療の標準化・効率化を図るとともに、適切な病床管理に取り組んだ結果、診療単価増により入院収益は増加し、経常収益は前年度を上回った。一方、ベースアップによる給与費の増、物価高騰による経費の増により、経常費用も前年度を大きく上回り、2期連続の赤字決算となった。プランとの比較では、経常収支は114百万円未達となった。	
課題	新型コロナウイルス感染症の影響で新たな改革ガイドラインが示されていないため、ポスト新公立病院改革プランが未策定。	公立病院経営強化ガイドラインが示された(R4.3.29)。これに基づきR4年度中にプランを策定し、R5～R9年度で実施していく予定。	公立病院経営強化ガイドラインに基づく経営強化プランをR5年度中に策定する必要あり。	公立病院経営強化プランに基づき、収益増、費用削減に取り組んでいく。	持続可能な医療提供体制を確保していくために、医療従事者の確保が必要だが、昨今の人件費高騰に対して、公定価格である診療報酬が間に合っておらず、収支は大きく悪化している。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	III 支えあい健やかに暮らせるまち 《保健・医療・福祉》
施策	19 地域医療の充実
基本事業	2 2次医療機関の充実

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	4 水道事業の経営健全化					
所管部課	部名	上下水道局	課名	総務課		
課題と改革の方向	<p>今後水需要の減少が見込まれ事業収益が減少する。一方、施設・管路の更新等や耐震化等事業費用の増加するなど水道事業経営は厳しい状況が予想される。</p> <p>施設の統廃合などアセットマネジメントによる長期的な更新計画の策定により、適正な料金水準を保持する必要がある。第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略に基づき、計画の見直しを図りながら持続可能で長期的な視点での効率的な企業経営を図る。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業運営の安定化 適正な水道料金の維持 					
改革内容及び年次計画	内容	第2次雲南市水道事業総合整備計画及び水道事業経営戦略の見直しを行う中での水道事業予算執行状況の確認				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し	・事業計画との比較による経営状況の確認と見直し
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 純利益 107,726千円 給水原価 295.09円 経常収支比率 108.79% 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 83,072千円 給水原価 289.65円 経常収支比率 110.34% 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 106,646千円 給水原価 298.23円 経常収支比率 108.87% 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 124,365千円 給水原価 296.16円 経常収支比率 110.75% 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 18,495千円 給水原価 315.89円 経常収支比率 102.64%
成果	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (53,428千円増) 給水原価 (△62.17円) 経常収支比率 (4.69%増) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (28,774千円増) 給水原価 (△67.61円) 経常収支比率 (6.24%増) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (52,348千円増) 給水原価 (△59.03円) 経常収支比率 (4.77%増) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (70,067千円増) 給水原価 (△61.1円) 経常収支比率 (6.65%増) 	<ul style="list-style-type: none"> 純利益 (△35,803千円) 給水原価 (△41.37円) 経常収支比率 (△1.46%) 	
課題	計画執行上、経営成績は良くなっているが、R2年度経常収益の8.1%は一般会計からの基準外繰入金であり、この解消を図っていく必要がある。	R3年度は純利益を計上できているが、それに伴う資金の確保が課題である。	計画より上回っているものの、費用の増大、有収水量の減により給水原価が上昇する傾向である	計画より上回っているものの、費用の増大、有収水量の減により給水原価が上昇する傾向である	費用の増大、有収水量の減により給水原価が上昇する傾向である	
特記事項	総合整備計画 ・純利益54,298千円 ・給水原価357.26円 ・経常収支比率104.10%					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	14 上水道の整備
基本事業	3 水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	C 適正な財源確保に努め、将来に向けて継続可能な財政運営を行います。					
推進項目	VI 公営企業及び特別会計の健全化を図ります。					
取り組み名	5 下水道事業の公営企業会計化					
所管部課	部名	上下水道局	課名	総務課		
課題と改革の方向	人口減少等による下水道排水量の減少や施設等の更新費用の増加が見込まれ、下水道事業経営は厳しさを増していく。将来にわたって持続可能な経営を確保するため「経営の見える化」による経営基盤の強化を目的とし、公共下水道事業を令和2年度から、公共下水道事業以外の事業について、令和6年度からの法適用を図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 資産の価値を正確に把握することで現有資産の最適化(効率的な資産活用)につなげる。 財務情報に基づく経営成績の把握により、職員の経営管理能力の向上やより適切な責任説明を果たす。 統一された会計方式により他団体との比較が容易になり、改善方法の検討につながる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 例規の整備 資産の把握 固定資産システムの構築 企業会計システムの構築 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業の地方公営企業法適用 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業、合併浄化槽の固定資産調査 例規の整備 システムの変更改修 	<ul style="list-style-type: none"> 例規の整備 システムの試験運用 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業の地方公営企業法適用
	実績	◎	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業を法適用 令和5年度から農業集落排水事業等に地方公営企業法を適用決定 農業集落排水事業の固定資産調査 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業、浄化槽事業の固定資産調査 システムの変更改修 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業、浄化槽事業の固定資産調査 企業会計システムの改修 例規整備 	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽事業の固定資産調査 企業会計システムの改修 例規整備 	<ul style="list-style-type: none"> 農業集落排水事業等に地方公営企業法を適用し、下水道事業をすべて法適用した
	成果	<ul style="list-style-type: none"> 法適用初年度の下水道事業の経常収支比率 119.65% 流動比率 21.02% 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 116.61% 流動比率 21.63% 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 116.66% 流動比率 30.83% 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 120.26% 流動比率 43.09% 	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率 113.27% 流動比率 39.43%
課題	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 繰出基準 使用料改定 	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 内部留保資金による安定した経営 	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 安定した経営のため内部留保資金の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 安定した経営のため内部留保資金の蓄積 	<ul style="list-style-type: none"> 法適用後の経営 安定した経営のため内部留保資金の蓄積 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	15 下水道の整備
基本事業	4 下水道経営の安定化

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	I 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。					
取り組み名	1 定員管理の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	平成17年度において「行財政改革大綱」に基づく定員管理計画(10年計画)を策定し、以後平成21年度、平成26年度に見直しを行った。 計画最終年の令和2年4月1日の計画職員数465名を達成する見込みであり、令和3年4月1日からの新たな計画を進めている。 計画策定後は、引き続き職員数の適正管理に取り組む。					
期待される改革効果	・職員数の減による人件費の抑制につながる。					
改革内容及び年次計画	内容	・新たな定員管理計画に基づき、組織機構の再編を行いながら職員数を管理していく。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	◎	⇒	⇒	◎	⇒
		・計画策定 ・計画に基づく職員数の管理	・計画に基づく職員数の管理	・計画に基づく職員数の管理	・計画策定 ・計画に基づく職員数の管理	・計画に基づく職員数の管理
	実績	◎	△	△	◎	△
		・計画策定(R3.4.1～R5.4.1)	本来であれば、本年度中に令和5年度以降の定員管理計画の策定に着手する必要あり。	特記事項のとおり(令和5年度には令和6年度以降の定員管理計画を策定する。)	・計画策定 ・計画に基づく職員数の管理	・計画策定(R6～R8) ・計画に基づく職員数の管理
成果	・R5.4.1目標人数: 465人	R3.4.1実績:461人 R4.4.1実績:472人 R4.7.1実績:482人 R5.4.1目標:465人	R3.4.1実績:461人 R4.4.1実績:472人 R4.7.1実績:482人 R5.4.1目標:465人 R5.4.10実績:474人	R5.7.1実績 484人 R6.4.1実績 478人 R7.4.1目標 476人 R8.4.1目標 475人	R6.4.1目標 478人 R6.4.1実績 478人 R7.4.1目標 476人 R7.4.1実績 477人 R8.4.1目標 475人	
課題	新型コロナウイルスワクチン接種対策など、緊急かつ必要不可欠な新たな業務への対応	特記事項のとおり	特記事項のとおり(令和5年度には令和6年度以降の定員管理計画を策定する。)	・定年退職が2年に1回となり、退職者の動向把握 ・近年、若手職員の転職(県・他市など)が多くなっている	R6策定の計画から再任用職員の定員も管理。 R7は目標未達のため、最終R8は目標を達成する。	
特記事項	災害復興後の平常時及び定年引上げを見据えた定員管理計画を策定するまでの間は、現行定員管理計画を検証しつつ、柔軟に対応していかざるを得ない状況であったが、令和6年度に災害復興や定年引上げ等を踏まえた3カ年の定員管理計画を策定。引き続き、災害復興の進捗や業務量減(国土調査等)や業務量増(国スポ等)を見据えた適切な定員管理が必要。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>
施策	6 職員の育成
基本事業	1 計画的な定員管理

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	I 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。					
取り組み名	2 長時間労働の是正、時間外勤務の縮減					
所管部課	部名	総務部		課名	人事課	
課題と改革の方向	働き方改革関連法等により、「月45時間・年360時間」の時間外勤務の上限規制が義務化された。働き過ぎを防いで健康を守るための措置のひとつとして、雲南市においても規制に従った時間外勤務の取り扱いを行う必要がある。また、労働基準法の趣旨に基づき、「年5日以上の有給休暇の取得」を目指す必要がある。					
期待される改革効果	・長時間労働を抑制及び計画的な年次有給休暇の取得による職員の健康、家庭や育児とのバランスの推進を図り、働きやすい職場がとれる。					
改革内容及び年次計画	内容	・月45時間以上時間外勤務をする職員を減らす。 ・年5日の年次有給休暇の取得を促進する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・時間外勤務の縮小 ・休暇の取得促進	・時間外勤務の縮小 ・休暇の取得促進	・時間外勤務の縮小 ・休暇の取得促進	・時間外勤務の縮小 ・休暇の取得促進	・時間外勤務の縮小 ・休暇の取得促進
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・部長会での周知や職員への通知等により実施	・部長会での周知や職員への通知等により実施	・部長会での周知や職員への通知等により実施	・部長会での周知や職員への通知等により実施	・部長会での周知や職員への通知等により実施
	成果	・月45時間以上時間外勤務職員対前年度85人の減(全体では8,856時間の減)。 ・年休5日取得促進実施したが、5日未満職員38人。	・災害等によりR2年度と比較すると、全体で10,195時間の増。ただし、災害等を除いた通常業務だけで比較すると、11,867時間の減となった。(詳細は特記事項のとおり)	・R3年度と比較すると、全体で16,845時間の減。ただし、R3年度はワクチン接種及び7月災害対応で、20,975時間の実績がある。(選挙はR3:4,365h、R4:4,183h)	・R4年度と比較すると、7,898時間の減。マイナンバー業務や災害復興業務の減が主な要因。(選挙はR5年度は県知事・県議の1回で3,289h)	・R5年度と比較すると、7,809時間の増。選挙事務が主な要因。(R6年度は衆議・衆議・市議・市長の4回で時間外10,639h)。ただし、通常業務(選挙・災害等12,174hを除く)も326hの増
課題	・期間限定業務(税務課) ・特定の職員に限定される傾向	・期間限定業務(税務課) ・特定の職員に限定される傾向	・期間限定業務(税務課) ・特定の職員に限定される傾向	・期間限定業務(税務課) ・特定の職員に限定される傾向	・期間限定業務(税務課) ・特定の職員に限定される傾向	
特記事項	令和6年度の実績としては、720時間越えが3人(R5:1人、R4:1人、R3:4人)、年間360時間越えが22人(R5:15人、R4:25人、R3:50人)、月100時間越えが11人(R5:3人、R4:6人、R3:43人)とそれぞれ増加し、1月平均45時間越えが5人(R5:6人、R4:6人、R3:14人)と減少した。					
△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等						
【参考】総合計画						
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》					
施策	6 職員の育成					
基本事業	4 働きやすい職場づくり					

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	I 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。					
取り組み名	3 組織の再編					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	高度化・多様化する行政需要に対応するため、スピードと成果、コストを意識した組織へ再編しサービスの向上を図る。					
期待される改革効果	・指揮命令系統の簡素化が図られ、業務の効率性の向上が図られる。					
改革内容及び年次計画	内容	・定員管理計画に基づく職員数の見直しに対応し、より効率的で機能的な組織への再編を図る。 ・本庁組織の再編、本庁・総合センターの組織再編の検討。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・検討案見直し ・検討結果に基づき実施	・検討案見直し ・検討結果に基づき実施	・検討案見直し ・検討結果に基づき実施	・検討案見直し ・検討結果に基づき実施	・検討案見直し ・検討結果に基づき実施
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・ワクチン接種対策室の設置 ・一部業務の部局間移管	・災害復興調整室(総務部)、原子力防災対策室(防災部)の設置	・情報政策課ICT戦略室廃止、情報政策課を広報広聴課に名称変更、環境政策室を環境政策課に再編、道の駅再生推進室・スポーツ文化振興室の設置 ・市有財産活用推進室の設置	・「新ごみ処理施設整備準備室」を設置・「農林土木課」を廃し「農地整備課」を設置・「災害復興チーム」を統合・設置・農林振興部を「農業総務課」、「農業畜産課」、「林業振興課」に再編・「観光施設再生活用推進室」を名称変更設置・「広域観光・インバウンド推進室」を設置・吉田、掛合総合センターの自治振興課と市民福祉課を統合し、「市民サポート課」の設置	・交通政策室の設置、「子ども家庭センター」の設置、子ども政策局の局名及び課名の一部を「子ども」から「こども」に名称変更、保健医療介護連携室を廃止、健康づくり政策課を保健医療政策課に、ワクチン接種対策室を予防接種対策室に、観光施設再生活用推進室を産業施設課の内室に、「国スポ・全スポ準備室」を設置。
成果	・健康推進課内に内室を設置	・災害復興調整室を総務部内の外室に、原子力防災対策室を防災安全課内の内室に設置	・ICT戦略室は情報システム課に統合、道の駅再生推進室を観光振興課内に、スポーツ文化振興室を社会教育課内に設置。 ・市有財産活用推進室を管財課内に設置	・「新ごみ処理施設整備準備室」を設置・「農地整備課」を設置・農林振興部を「農業総務課」、「農業畜産課」、「林業振興課」に再編・「広域観光・インバウンド推進室」を設置・吉田、掛合総合センターの自治振興課と市民福祉課を統合し、「市民サポート課」の設置	・うんなん暮らし推進課内に交通政策室を設置、こども家庭支援課内に「子ども家庭センター」を設置、保健医療介護連携室を健康推進課に統合、社会教育課内に「国スポ・全スポ準備室」を設置	
	課題	定員管理計画、事務事業の見直し、コロナウイルス対策等による検討	定員管理計画、事務事業の見直し、災害対応、コロナウイルス対策等による検討	定員管理計画、事務事業の見直し、災害対応、コロナウイルス対策等による検討	定員管理計画、事務事業の見直し、災害対応、地籍調査終了等による検討、総合センターのあり方検討	定員管理計画、事務事業の見直し、災害対応、地籍調査終了等による検討、総合センターのあり方検討
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	1 業務と組織機構の効率化

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	I 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。					
取り組み名	4 非常備消防組織の見直し					
所管部課	部名	防災部		課名	防災安全課 暮らし安全室	
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員の条例定員は1,212名であるが、令和7年4月1日現在、実員数1,035名で充足率が85.4%となっている。近年は就業形態の変化等により団員確保が困難な状況が続いている。 ・消防団員の処遇改善等については、令和4年8月に検討委員会を設置し消防団員の確保に向けた処遇改善や今後の組織のあり方について検討され、令和5年3月に最終報告書が提出された。 ・団員報酬等の個別支給のほか、消防団活動に関する団員の負担軽減については、今後も引き続き検討していくこととしている。 					
期待される改革効果	・時代の状況に即した地域防災力の確保					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団員定員の検討・協議 ・消防団車両および消防格納庫の適正配置 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・条例改正 ・組織再編の確認 ・消防車両の整理 ・消防格納庫の統廃合 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編の完了確認 ・消防車両の整理確認 ・消防格納庫の統廃合 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防格納庫の統廃合 ・消防団員の処遇等に関する検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防格納庫の統廃合 ・消防団員の処遇改善等に関する実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防格納庫の統廃合
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・団員定員を1,212人に見直し、条例改正を実施。 ・消防団施設整備計画、車両等更新計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・R3.4月から新組織体制に移行 ・機能別団員制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防格納庫の統廃合に関する地元協議 ・消防団員の処遇等に関する検討報告書の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用になった消防格納庫の解体 ・消防団員の処遇改善等に関する具体的な調査・検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度からの団員報酬個別支給の決定 ・退職報償金の勤続年数区分「35年以上」を創設
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・団員定員の見直し、分団及び部の統廃合、車両減車等により、R3.4月から新組織体制に移行した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織再編(32分団88部⇒27分団74部) ・車両減車(95台⇒83台) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用施設の用途廃止、解体及び借地契約の解消 ・団員報酬の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・不用施設の用途廃止、解体及び借地契約の解消 ・団員報酬の改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練検討委員会において、操法大会、方面隊ごとの訓練の負担軽減を検討し、幹部会にて提案・承認された。 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した消防団施設の整理。 ・老朽化した施設の集約・統合による新設検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した消防団施設の整理。 ・老朽化した施設の集約・統合による新設検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した消防団施設の整理 ・老朽化した施設の集約・統合による新設検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した消防団施設の整理 ・消防団員の処遇改善等の具体的な実施と団員の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止した消防団施設の整理 ・消防団員の処遇改善等の具体的な実施と団員の確保
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち < 定住環境 >
施策	16 消防・防災対策の推進
基本事業	3 防火施設と消防体制の充実

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	I 組織機構の見直しと定員管理の適正化を進めます。					
取り組み名	5 選挙体制の見直し					
所管部課	部名	選挙管理委員会(総務部)	課名	(総務課)		
課題と改革の方向	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直しを順次進めているが、地元自治会との協議が整わない投票区がある。 事務に係る適正な人員配置、効率化とともに、制度の複雑化に対応する専門性の確保が必要。 <p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 投票率の低下を防ぐ方法を検討しながら、地元との合意形成に努め、投票所の見直しを進める。 期日前投票所での投票率が向上している中、法令改正、有権者数の変動等も踏まえ、人員配置の見直し、投票時間の繰上げを行い、経費の削減を進める。 専門性確保のため、専任事務局体制も含め、体制整備を検討する。 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 選挙執行経費の削減 事務の効率化と専門性の確保 開票事務の迅速化 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 投票区見直しに向けた地元協議 人員配置の見直しによる経費削減の検討、実施 当日投票の投票時間の繰上げの検討、実施 体制見直しの検討 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直し(協議が整った投票区から実施) 経費削減の検討、実施(市長・市議会議員任期) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直し(協議が整った投票区から実施) 経費削減の検討、実施(衆議院議員任期・最高裁判所裁判官審査) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直し(協議が整った投票区から実施) 経費削減の検討、実施(参議院議員任期) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直し(協議が整った投票区から実施) 経費削減の検討、実施(県知事・県議会議員任期) 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区の見直し(協議が整った投票区から実施) 経費削減の検討、実施(市長・市議会議員任期)
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月15日に雲南市長選挙及び雲南市議会議員一般選挙(市長選挙は無投票)を令和3年1月31日に雲南市長選挙を執行(ともに市内38投票所) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年11月15日に雲南市長選挙及び雲南市議会議員一般選挙(市長選挙は無投票)を令和3年1月31日に雲南市長選挙を執行(ともに市内38投票所) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年7月10日に第26回参議院議員通常選挙を執行(市内35投票所)、5か所の投票所において閉鎖時間の繰り上げを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月9日に島根県知事選挙及び島根県議会議員一般選挙を執行(投票所の統合(木次町温泉地区)を行い、市内34投票所とした) 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年10月27日に衆議院議員総選挙を市内統一選挙区により執行
	成果	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
<ul style="list-style-type: none"> ①人員の削減 開票事務に係る人員について、前回の同選挙(平成24年執行)より11月執行市議会議員選挙において51人、1月執行市長選挙において、32人削減した。 ②市民が投票しやすい環境づくり 期日前投票における期日前投票宣誓書の様式を入場券裏面に掲載 		<ul style="list-style-type: none"> ①人員の削減 開票事務に係る人員について、前回の同選挙(平成24年執行)より11月執行市議会議員選挙において51人、1月執行市長選挙において、32人削減した。 ②市民が投票しやすい環境づくり 期日前投票における期日前投票宣誓書の様式を入場券裏面に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ①人員の削減 開票事務に係る人員について、前回の同選挙(令和元年執行)より15人削減した。 ②市民が投票しやすい環境づくり 期日前投票における期日前投票宣誓書の様式を入場券裏面に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ①人員の削減 投票所の統合(木次町温泉地区)により投票事務従事者を削減した。 ②市民が投票しやすい環境づくり 期日前投票における期日前投票宣誓書の様式を入場券裏面に掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ①人員の削減 これまで2つの選挙区ごとに配置していた開票関係者(開票立会人、開票事務従事者等)を削減 ②市民が投票しやすい環境づくり 期日前投票選挙区が統一されたことで市内のどこでも期日前投票所でも投票可能となった。 	
課題	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	<ul style="list-style-type: none"> 投票区見直し計画に沿った投票所統合に向けた地元協議。あわせて、投票区の選挙人の規模、投票所施設の解体等の個別課題による投票区見直し等の検討 当日投票所の投票時間繰上げの検討 事務局体制の検討 投票所の人員体制については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために一時的に人員増も必要 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区見直し計画に沿った投票所統合に向けた地元協議。あわせて、投票区の選挙人の規模、投票所施設の解体等の個別課題による投票区見直し等の検討 当日投票所の投票時間繰上げの検討 事務局体制の検討 投票所の人員体制については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために一時的に人員増も必要 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区見直し計画に沿った投票所統合に向けた地元協議。あわせて、投票区の選挙人の規模、投票所施設の解体等の個別課題による投票区見直し等の検討 当日投票所の投票時間繰上げの検討 事務局体制の検討 投票所の人員体制については、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために一時的に人員増も必要 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区見直し計画に沿った投票所統合に向けた地元協議。あわせて、投票区の選挙人の規模、投票所施設の解体等の個別課題による投票区見直し等の検討 当日投票所の投票時間繰上げの検討 事務局体制の検討 投票所の人員体制について削減できるか検討 	<ul style="list-style-type: none"> 投票区の選挙人の規模、投票所施設の解体等の個別課題による投票区見直し等の検討 当日投票所の投票時間繰上げの検討 事務局体制の検討 投票所の人員体制について削減できるか検討 	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	II 給与制度を見直します。					
取り組み名	1 給与制度の見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	毎年度行われる人事院勧告及び島根県人事委員会の勧告及び報告を踏まえ、適正な給与水準となるよう見直しを行う。					
期待される改革効果	・組織の活性化が図られ、人件費総額の抑制につながる。					
改革内容及び年次計画	内容	【給与水準の比較調整】 ・官民比較による人事院勧告、島根県人事委員会勧告及び報告、県内他市の状況を勘案し、適正な給与水準としていく。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・給与水準の比較調整	・給与水準の比較調整	・給与水準の比較調整	・給与水準の比較調整	・給与水準の比較調整
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		人事院勧告実施。期末手当削減(0・05月)、月例給は勧告なし)	人事院勧告実施。期末手当削減(0.15月)、月例給は勧告なし	人事院勧告実施。勤勉手当増(0.10月)、月例給は、初任給及び若年層の俸給月額引上げ(全体0.30%の引き上げ)	人事院勧告実施。期末手当増(0.05月)、勤勉手当増(0.05月)、月例給は、若年層に重点を置き月額の引上げ(全体1.1%の引き上げ)	人事院勧告実施。期末手当増(0.05月)、勤勉手当増(0.05月)、月例給は、若年層に重点を置き月額の引上げ(近年にない全体3.0%の大幅な引き上げ)
	成果	R2.4.1時点ラスパイレ指数98.9(8市の中で下から3番目)	R3.4.1時点ラスパイレ指数99.2(8市の中で上から3番目)	R4.4.1時点ラスパイレ指数98.9(8市の中で上から3番目)	R5.4.1時点ラスパイレ指数98.7(8市の中で上から4番目)	R6.4.1時点ラスパイレ指数98.8(8市の中で上から3番目)
課題	社会経済情勢を踏まえた適正な給与水準	社会経済情勢を踏まえた適正な給与水準	社会経済情勢を踏まえた適正な給与水準	社会経済情勢を踏まえた適正な給与水準	社会経済情勢を踏まえた適正な給与水準	
特記事項	社会人経験枠採用など、30代の新規採用職員を多く採用しているため、ラスパイレ指数の増が懸念される。地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとし、期末・勤勉手当の支給月数は、常勤職員と同じ月数となった。また、月例給(常勤職員と同じ給料表行(一)の1・2級)の大幅なプラス改定もあり、今後、会計年度任用職員に係る人件費の増が見込まれる。一方で、国の支援(交付税措置等)に不安がある。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>
施策	8 健全財政の維持
基本事業	3 効果的な予算執行

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	Ⅲ 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます。					
取り組み名	1 公共施設等総合管理計画に基づく市有施設の適正化					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	雲南市公共施設等総合管理計画ならびに実施方針に基づき、市が保有する公共施設の保有量(延床面積)や維持管理経費の縮減に取り組む。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 施設の保有量を縮減することにより、将来的な負担の軽減や平準化が図られる。 計画的な長寿命化や更新を行なうことにより、安心・安全な施設の提供が可能となる。 					
改革内容及び年次計画	内容	総合管理計画および実施計画に基づいて施設の見直しを進める。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	◎	⇒	⇒	⇒
		・計画に基づく施設の見直しの実施	・計画に基づく施設の見直しの実施 ・実施方針(第二次)の策定	・計画に基づく施設の見直しの実施	・計画に基づく施設の見直しの実施	・計画に基づく施設の見直しの実施
	実績	⇒	△	◎	⇒	⇒
		実施方針対象の66施設について、令和元年度実績を踏まえ、行動計画表の取りまとめを行い、進捗状況の把握を行った。	第1次実施方針66施設の行動計画表の(R2実績)取りまとめ、把握を行った。第2次実施方針案の検討を行った。	第1次実施方針66施設の行動計画表の(R3実績)取りまとめ、把握を行った。第2次実施方針を策定し、議会説明、パブリックコメントを経て成案化を行った。	対象施設(第2次実施方針166施設、第1次実施方針継続分33施設)の中から検討施設を選定し、状況把握及び方針検討を行った。	対象施設(第2次実施方針166施設、第1次実施方針継続分33施設)の中から検討施設を選定し、状況把握及び方針検討を行った。
	成果	・後根波コミュニティセンター、人間集会所の廃止 ・食の幸ふるさと屋の廃止及び鉄の未来科学館の集約化 ・集畜センター他畜産3施設の廃止方針決定	第1次実施方針66施設のうち、27施設の見直し方針を決定した。	第1次実施方針66施設のうち、33施設の見直し方針を決定した。	第2次実施方針対象施設の廃止5件、第1次実施方針継続施設の廃止2件及び譲渡1件を方針決定した。	第2次実施方針対象施設の譲渡1件、第1次実施方針継続施設の廃止1件及び譲渡1件を方針決定した。
課題		・公共施設の適正化の必要性を市民と共有し、理解を得ながら取り組む必要がある	・公共施設の適正化の必要性を市民と共有し、理解を得ながら取り組む必要がある	・公共施設の適正化の必要性を市民と共有し、理解を得ながら取り組む必要がある	・公共施設の適正化の必要性を市民と共有し、理解を得ながら取り組む必要がある	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	8 健全財政の維持
基本事業	4 効率・効果的な財産の管理運用

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	Ⅲ 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます。					
取り組み名	2 学校及び幼稚園の適正配置					
所管部課	部名	教育委員会	課名	教育総務課		
課題と改革の方向	雲南市立学校適正規模適正配置計画(平成22年度～令和元年度)についてはほぼ計画どおり実施された。 第4次雲南市教育基本計画において、新しい学校のあり方である義務教育学校制度を見据え、適正規模適正配置についても検討していく。併せて廃校(園)後の施設の活用についても検討する。					
期待される改革効果	・子どものよりよい教育環境の創出を目指すことを基本に、保護者や地域との協議をすすめ、併せて施設運営の効率化を図っていく。					
改革内容及び年次計画	内容	・第4次雲南市教育基本計画に基づき、新たな制度も見据え検討し、保護者や地域との意見交換を行いながら実施する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	◎	⇒
		・基本計画に基づき方針を検討	・基本計画に基づき方針を検討	・基本計画に基づき方針を検討	・各校区においての方針を決定	・適正規模適正配置に向けた、地元協議等
	実績	△	△	△	△	△
		保護者及び地域住民との意見交換	保護者及び地域住民との意見交換	保護者及び地域住民との意見交換	保護者及び地域住民との意見交換	第5次教育基本計画の策定期間であるため、策定委員の適正規模・適正配置小委員会で検討を行った。
成果	廃校(園)後の施設の活用について検討	旧飯石幼稚園について地元住民から活用しない旨の回答を得たため、普通財産化した。	旧鍋山幼稚園は普通財産化して、令和5年4月から地元の活動拠点として貸し出すこととなった。	旧久野小学校は地域との協議を踏まえ、令和6年度において廃止及び用途変更することとなった。	旧久野小学校は廃止及び用途変更し、一部を残して取り壊し、体育館は交流センターの一部として活用することとなった。旧海潮中学校については、海潮小学校を移転して活用することとなった。	
	課題	廃校(園)後の施設の活用について検討	廃校(園)後の施設の活用について検討	廃校(園)後の施設の活用について検討	廃校(園)後の施設の活用について検討	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	Ⅳ ふるさとを学び育つまち <<教育・文化>>
施策	26 学校教育の充実
基本事業	4 学校の施設・設備の充実

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	Ⅲ 公共施設の適正配置に向けた見直しを進めます。					
取り組み名	3 通学バス利用者の適用基準等の統一					
所管部課	部名	教育委員会	課名	教育総務課		
課題と改革の方向	通学乗車券を利用できる生徒の適用については、旧町村で定めた基準を合併後も引き継いでいるため、統一した基準を設ける必要がある。					
期待される改革効果	・統一した基準により、利用者の公平性を図ることができる。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統一した基準を定め実施する。 ・学校及び保護者・地域と連絡・調整を進め、利用者の実態に即した運行計画を毎年度見直す。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	◎
		・調査・検討	・調査・検討	・調査・検討	・調査・検討	・統一基準の策定
	実績	△	△	△	△	△
		基準の統一化に向けての関係者協議	基準の統一化に向けての関係者協議	基準の統一化に向けての関係者協議	基準の統一化に向けての関係者協議	基準の統一化に向けての関係者協議
	成果	各路線における課題の抽出	旧町ごとのルールの洗い出し	新規にスクールバス運行を計画する際は、通学距離は国の基準に合わせて検討。	令和6年度より新規運行する大東中(海潮)スクールバスについて、国の基準に基づく運行計画により調整し	国の基準に基づいた調整を、一部学校と開始した。
課題	保護者や学校、地域との連携を取りながら進めているが、地域的要件により統一した基準の設定が難しい。	旧町ごとに歴史的経過やルールが異なるため、統一した基準の設定が難しい。	旧町ごとに歴史的経過やルールが異なるため、統一した基準の設定が難しい。	旧町ごとに歴史的経過やルールが異なるため、統一した基準の設定が難しい。	旧町ごとのルールには、歴史的経過や地理的要件など、看過できない理由があり統一した基準の設定が難しい。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	IV ふるさとを学び育つまち <教育・文化>
施策	26 学校教育の充実
基本事業	4 学校の施設・設備の充実

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	IV 広域行政への取り組みを進めます。					
取り組み名	1 広域行政のあり方の検討					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	平成23年度の一部事務組合の統合により、雲南圏域には広域連合を含め、2つの広域行政組合がある。 今後、地方分権の進展に合わせ、更なる事務の効率化を含め、広域行政のあり方を検討していく必要がある。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の簡素化、合理化等に関する広域処理による事務の効率化 ・経費の削減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・雲南広域連合、雲南市・飯南町事務組合及び構成市町(雲南市・奥出雲町・飯南町)と協議するとともに、調査・研究を行い構成市町個々の伝統や特性を尊重しながら、時代の変化や地域の要求に対応できるように、広域行政による更なる事務の効率化等を図るための検討を進める。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	○	◎	⇒
		・広域行政のあり方の検討	・広域行政のあり方の検討	・広域行政のあり方の中間整理	・新たな広域行政の実施	・新たな広域行政の継続
	実績	◎	⇒	△	◎	⇒
		雲南広域連合において広域行政の指針である「第5次広域計画」を新たに策定した。	新たな「第5次広域計画」等に基づき、雲南広域連合等において広域行政事務に取り組んだ。	「第5次広域計画」等に基づき、雲南広域連合等において広域行政事務に取り組んだ。	ふるさと基金を廃止し、新たに県再交付金を活用して地域振興基金を創設するため、第5次広域計画の見直しを行った。	「第5次広域計画」等に基づき、雲南広域連合等において広域行政事務に取り組んだ。
	成果	新たな広域行政方針の決定。	広域で取り組むことにより、業務の効率化が図られている。	広域で取り組むことにより、業務の効率化が図られている。	広域行政方針を見直し、業務の効率化を進めた。	広域で取り組むことにより、業務の効率化が図られている。
課題	更なる広域事務処理の検討。	更なる広域事務処理の検討。	更なる広域事務処理の検討。	更なる広域事務処理の検討。	更なる広域事務処理の検討。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	3 民間活力の導入と広域行政の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	IV 広域行政への取り組みを進めます。					
取り組み名	2 広域処理事務の見直し					
所管部課	部名	政策企画部	課名	政策推進課		
課題と改革の方向	地方自治体は地方分権や広域的な諸課題に柔軟に対応することが求められており、雲南地区では広域連合がその受け皿として、市町事務の簡素化及び経費節減に重要な役割を果たしていることから、広域的に行う事務の調査研究については、構成市町(雲南市・奥出雲町・飯南町)と十分な協議を行い実施していく必要がある。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の簡素化、合理化等に関する広域処理による事務の効率化 ・経費の削減 					
改革内容及び年次計画	内容	次の行政事務について調査研究し、積極的な対応を図る。 ①地方分権に関すること ②広域的な保健福祉及び地域医療に関すること ③更なる広域行政推進の検討に関すること ④構成市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において共通の課題に関すること ⑤可燃ごみの処理施設に関すること ⑥その他広域連合長が必要と認める広域行政事項に関すること				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		・調査研究	・調査研究	・調査研究	・調査研究	・調査研究
	実績	◎	⇒	◎	⇒	⇒
		雲南広域連合において広域行政の指針である「第5次広域計画」を新たに策定した。	新たな広域計画に基づき広域事務を実施した。	広域観光・インバウンド対応は、各構成市町で行うこととし、これに伴いふるさと基金の廃止を決定した。	ふるさと基金を廃止し、新たに県再交付金を活用して地域振興基金を創設するため、第5次広域計画の見直しを行った。	新たな広域計画に基づき広域事務を実施した。
成果	新たな調査研究事項として、「可燃ごみの共同処理」を盛り込んだ。	広域で取り組むことにより、業務の効率化が図られている。	単独市町と広域連合で二重行政となっていた事務処理の効率化を図った。	広域行政における業務の見直しを進め、事務処理の効率化を図った。	広域で取り組むことにより、業務の効率化が図られている。	
課題	更なる広域事務処理の検討。	可燃・不燃ゴミの広域処理について具体的な検討を進めていく必要がある。	可燃・不燃ゴミの広域処理について具体的な検討を進めていく必要がある。	可燃・不燃ゴミの広域処理について具体的な検討を進めていく必要がある。	可燃・不燃ゴミの広域処理について、改めて施設整備や処理のあり方を検討する必要がある。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	3 民間活力の導入と広域行政の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	V 電子市役所への取り組みを進めます。					
取り組み名	1 「しまね電子申請サービス」及び「びったりサービス」の活用					
所管部課	部名	総務部	課名	情報システム課		
課題と改革の方向	島根県及び構成市町村による「島根県電子自治体共同利用システム運営協議会オンラインシステム利用計画」に基づき、共同調達している「しまね電子申請サービス」は、令和6年4月より第5期となり新たなベンダーのシステムとなった。 国の定める「自治体DX推進計画」に基づき、デジタル庁が開発した「びったりサービス」を、本市においても、令和4年度から活用している。					
期待される改革効果	「しまね電子申請サービス」 ・恒常的な手続き等を島根県や県内他市町村と共同利用することで、事務の効率化を図り、情報通信技術を活用することにより利便性が向上する。 「びったりサービス」 ・マイナンバーカードを用いたオンライン手続きを可能にすることで、事務の省略化・効率化を図り、住民等の利便性が向上する。					
改革内容及び年次計画	内容	・しまね電子申請サービスの利用 ・びったりサービスの利用				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	◎	⇒	⇒
		・運用(しまね電子)	・運用(しまね電子)	・運用(しまね電子) ・導入(びったり)	・運用(しまね電子) ・更新(しまね電子) ・運用(びったり)	・運用(しまね電子) ・運用(びったり)
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		アンケート等利用(7手続き)	アンケート等利用実績:13手続き ※令和2年度7手続き	アンケート等利用実績 R04_25手続き R03_13手続き R02_7手続き	住民利用 しまね電子 44手続 びったり 39手続 庁内利用 しまね電子 19手続	住民利用 しまね電子 64手続 びったり 33手続 庁内利用 しまね電子 31手続
	成果	電子申請:241件 アンケート:739件	電子申請:1,752件(アンケート含む) ※令和2年度980件	電子申請 R04_2,605件 R03_1,752件 R02_980件	住民利用 しまね電子 1,739件 びったり 144件 庁内利用 しまね電子 1,163件	住民利用 しまね電子 1,973件 アンケート 2,836件 びったり 215件 庁内利用 しまね電子 392件 アンケート 901件
課題	利用実績の拡大	利用実績の拡大	利用実績の拡大	利用実績の拡大	利用実績の拡大 申請情報等のバックヤードにおける活用検討。	
特記事項	・第4次島根県電子自治体共同利用システム運営協議会オンライン利用促進計画(令和元年度～令和5年度) ・「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	2 ICT活用の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	V 電子市役所への取り組みを進めます。					
取り組み名	2 システム更新の検討					
所管部課	部名	総務部	課名	情報システム課		
課題と改革の方向	<p>法改正に伴うシステム改修が毎年発生し、システム自体が肥大化、複雑化している。また特定個人情報などセキュアな情報を取り扱うシステムも増加し、より厳格なセキュリティ対策が必要となっており、システムの費用負担が増加し、機能に対する経費が精査しにくくなっている状況がある。</p> <p>国においても「世界最先端IT国家創造宣言」や「電子自治体の取り組みを加速するたの10の指針」が公表されるなど、自治体クラウドの導入促進等に関する指針が示される一方で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が公布され、基幹業務系システムについては、国において構築されているガバメントクラウドを活用した、標準化基準に適合したシステムへの移行(活用)が必要となっている。</p>					
期待される改革効果	<p>・基幹系業務システムについては、ガバメントクラウドを活用した標準化システムへの移行により、サーバ所有からサービス利用に変わるため、構築にかかるハードウェア投資や保守費用の削減効果が期待できる。またカスタマイズを行わず、標準化システムを利用することにより、運用管理面のコスト削減効果や、標準システム利用に伴う業務プロセスの見直しによる事務の効率化が期待できる。また、ガバメントクラウドを活用することで、大規模災害等が発生した場合でも、データ喪失のリスク等が抑えることができるため、業務継続の観点からも効果が期待できる。</p>					
改革内容及び年次計画	内容	<p>・基幹系業務システムについては、ガバメントクラウドを活用した標準化基準に適合したシステムへの移行について、実施体制を整備した上で実施していく。</p> <p>・内部情報系システムについては、SaaS (Software as a Service:アプリケーション(業務システム)を提供者(プロバイダ)側のコンピュータで稼働させ、ユーザはその機能をネットワーク経由で利用すること。)の採用可否について検討し、システム保有からサービス利用へ転換する取り組みに向けて検討する。またその計画の中で、国による全国的なクラウド活用の環境整備の状況を踏まえつつ、クラウドを活用した情報システム利用についても引き続き次期更新に向けて検討を行う。</p>				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	◎	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制構築 ・現行システム調査 ・導入可否に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行システム調査 ・導入可否に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制構築 ・現行システム調査 ・導入可否に係る検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム設計 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス継続、切替 ・システム設計・構築 ・データ移行 ・クラウド構築 ・業務プロセスの見直し
	実績	△	△	○	⇒	⇒
		最新システム・ネットワーク技術及びセキュリティ対策等に関する情報の収集	最新システム・ネットワーク技術及びセキュリティ対策等に関する情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の構築 ・最新(標準化)システム、ネットワーク技術及びセキュリティ対策等に関する情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT&GAPの実施 ・標準行政文字の同定作業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウド環境への接続及び業務システム構築 ・標準準拠システムへの移行(1業務)
	成果	システムの動向及び情報の蓄積	システムの動向及び情報の蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制の構築 ・最新(標準化)システム、ネットワーク技術及びセキュリティ対策等に関する情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・FIT&GAPを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準準拠システム利用による行政運営の効率化(運用フロー等の標準化共通化)
課題	次期システムに向けた調査・研究	次期システムに向けた調査・研究	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムに向けた調査・研究 ・次期システム構築業者の選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システム構築業者の選定 ・次期システム、ガバメントクラウド構築に向けた調査・研究 ・業務プロセスの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象業務システムについて順次標準準拠システムへの移行が必要 ・既存システムと標準準拠システム間との過渡期連携について運用を含めて対応する必要がある 	
特記事項	他自治体の共同システムへの参画状況や費用等により、計画を延期又は取り下げる可能性もある。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	1 業務と組織機構の効率化

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	V 電子市役所への取り組みを進めます。					
取り組み名	3 庁内会議の効率化					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課		
課題と改革の方向	<p>【課題】</p> <p>庁内会議の資料準備に際し、印刷や配布などに多大な労力をかけている。一方で市議会資料については電子データ化に向け、これまで試行等を通じ課題の整理を行ってきた。</p> <p>【方向】</p> <p>ICTを活用したペーパーレス会議を導入し、省力化・省コスト化を図るとともに、環境負荷の低減に努める。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 資料の印刷・配付等業務(人件費)及び印刷・紙代(需用費)に対する省力化・省コスト化と環境負荷の低減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に実施した議会資料を先事例として検証を行い、庁内会議(部長会議・政策戦略会議等)のタブレット利用によるペーパーレス化などによって、印刷事務や紙の使用量の縮減、会議の効率化を図るとともに環境負荷の低減を図る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	○	◎	⇒	⇒
		・先行実施状況をふまえた検討	・実施状況や先事例を参考に実施に向けた中間整理	・方針決定	・実施、評価、改善	・実施、評価、改善
	実績	△	△	◎	⇒	⇒
		・議案等についてタブレット利用によるペーパーレス化を実施	・議案等については引き続きタブレットを活用 ・部長会議資料のPDF提出を実施	・議案等については引き続きタブレットを活用 ・R5年度より部長会議資料のタブレット活用を実施予定	・議案等については引き続きタブレットを活用 ・R5年度より部長会議資料のタブレット活用実施	・議案等については引き続きタブレットを活用 ・執行部タブレットを増設し、市議会各委員会資料を配信し活用 ・部長会議ほか複数の庁内会議で資料のタブレット活用実施
成果	・議案等について、紙媒体を平行活用しているため、特に成果でていない	・部長会議資料をPDFにて配布したため、部局内管理職会議等で活用できている	・部長会議資料をPDFにて配布したため、部局内管理職会議等で活用できている	・部長会議資料をPDFにて配布したため、部局内管理職会議等で活用できている	・執行部にタブレットを増設したため、タブレットで資料を配信して実施する会議が増えた。	
課題	・議案等について、何時から紙媒体を廃止するのか議会との調整が必要	・部長会議において議会用タブレットを活用できるか議会と調整が必要	・議会用タブレットを貸与されていない部長会議出席者への対応 ・他の庁内会議の対応	・議会用タブレットを貸与されていない部長会議出席者への対応 ・他の庁内会議の対応	・部局に1～2台タブレットを配備しているが、十分ではない。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	2 ICT活用の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	V 電子市役所への取り組みを進めます。					
取り組み名	4 公共データの公開と利活用の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	情報システム課		
課題と改革の方向	平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」第11条の規定において、国、地方公共団体が保有する官民データについて、国民がインターネット等を通じて容易に利用できるような措置を講じることが義務付けられ、平成30年12月に策定した「雲南市オープンデータ公開・活用推進庁内ガイドライン」に基づき、積極的にオープンデータの取り組みを行う。 オープンデータ推進会議や各部局から選出された作業部会委員を中心に、各担当課と連携し取り組みを進める。					
期待される改革効果	・オープンデータを推進することにより、市民と行政の協働の促進、住民サービスの向上・地域課題の解決、行政の透明性・信頼性の向上、行政の高度化・効率化、地域経済の活性化に寄与する。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 各部署が保有するデータは、積極的に公開 可能な限り、機械判読が可能で二次利用しやすいデータ形式で公開 オープンデータ推進会議及び作業部会を随時開催 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> 公共データをオープンデータ化し公開 作業部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 公共データをオープンデータ化し公開 作業部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 公共データをオープンデータ化し公開 作業部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 公共データをオープンデータ化し公開 作業部会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 公共データをオープンデータ化し公開 作業部会の開催
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	
		<ul style="list-style-type: none"> 公開中のデータセット38について、情報の更新を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開中のデータセット38について、情報の更新を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開中のデータセットについて、情報の更新を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公開中のデータセットについて、情報の更新を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 公開中のデータセットについて、情報の更新を実施
成果	<ul style="list-style-type: none"> 公開データに対するダウンロード数 R02_2,291件 	<ul style="list-style-type: none"> 公開データに対するダウンロード数 R03_2,523件 	<ul style="list-style-type: none"> 公開データに対するダウンロード数 R04_2,636件 	<ul style="list-style-type: none"> 公開データに対するダウンロード数 R05_3,992件 	<ul style="list-style-type: none"> 公開データに対するダウンロード数 R06_5,386件 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す21ケのデータ推奨セットの内、掲載セットは8ケ。基礎編を中心に掲載セットを充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す21ケのデータ推奨セットの内、掲載セットは8ケ。基礎編を中心に掲載セットを充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す21ケのデータ推奨セットの内、掲載セットは8ケ。基礎編を中心に掲載セットを充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す31の自治体標準オープンデータセットを充実させる必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国が示す31の自治体標準オープンデータセットを充実させる必要がある。 	
特記事項	官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	3 市民と行政の情報の共有化
基本事業	2 広報媒体による情報提供の充実

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	V 電子市役所への取り組みを進めます。					
取り組み名	5 ICTを活用した電子自治体の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室／情報システム課		
課題と改革の方向	行政の業務効率化(DX)を進めるため、行政手続のオンライン化等を推進するとともに、先進事例の研究や導入効果のある業務の検討を進める。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務負担の軽減・省力化、迅速化が図られる。 ・住民サービスの利便性が向上する。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の電子化の推進する。 ・AI、RPA等を事業へ導入した場合の効果を検討しながら、導入の可能性を探る。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	△	△	△	△	△
		・導入事業、効果の検討(有効な事業については実施に向け推進)	・導入事業、効果の検討(有効な事業については実施に向け推進)	・導入事業、効果の検討(有効な事業については実施に向け推進)	・導入事業、効果の検討(有効な事業については実施に向け推進)	・導入事業、効果の検討(有効な事業については実施に向け推進)
	実績	△	△	△	△	△
		AI、RPA等の先進事例の研究、調査等	AI、RPA等の先進事例の研究、調査等	・AI、RPA等の先進事例の研究、調査等	電子化手続きの推進	・電子化手続きの推進 ・kintone(キントーン)の活用検討(実証実験)
成果		・AI議事録作成支援システム導入試行、検証⇒見送り	・AI、RPA等の先進事例の研究、調査等	基本施策D推進項目V取り組み名1上記に記載	・電子化手続きについては基本施策D推進項目V取り組み名1に記載 ・kintoneの活用については有効性が認められるため、引き続き検討	
課題	導入効果及びコストの分析により有効性が検証が必要	導入効果及びコストの分析により有効性が検証が必要	導入効果及びコストの分析により有効性が検証が必要	導入効果及びコストの分析により有効性が検証が必要	導入効果及びコストの分析により有効性が検証が必要	
特記事項	導入効果及びコストの分析により有効性が検証された業務については、実施に向け方針決定する。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	2 ICT活用の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	VI その他					
取り組み名	1 エネルギー使用の合理化					
所管部課	部名	市民環境部	課名	環境政策課		
課題と改革の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準を作成する。 ・職員の制度への理解を深める。 ・単に庁舎維持経費の節減にとどまらず、市の環境政策との整合性を持たせながら取り組む。 					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全、省エネルギー及びリサイクルの推進 ・庁舎維持管理経費の軽減 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源、省エネルギー及びリサイクルの推進 ・推進委員会議の開催 ・研修会の開催 ・環境に対する職員の意識高揚 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準作成 ・推進委員会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準作成 ・推進委員会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準作成 ・推進委員会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準作成 ・推進委員会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理標準作成 ・推進委員会議の開催
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・大東総合センターについて管理標準の基礎となる施設台帳が完成した。 ・県と合同で、太陽光発電セミナーを開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎使用エネルギー調査等を通じ、推進委員を中心として職員の環境意識の醸成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎使用エネルギー調査等を通じ、推進委員を中心として職員の環境意識の醸成を図った。 ・脱炭素に関する職員研修を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎使用エネルギー調査等を通じ、推進委員を中心として職員の環境意識の醸成を図った。 ・脱炭素にかかるPTを通じたエネルギー施策の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量調査等を通じ、推進委員を中心として職員の環境意識の醸成を図った。 ・脱炭素にかかるPTを通じたエネルギー施策の実施。
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・大東総合センターの管理標準作成が進んだ。 ・市民への太陽光発電、蓄電池設備への導入意欲向上に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を中心に各課で使用しているエネルギー量を把握することが、省エネに対する意識の高揚につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を中心に職員全体に脱炭素に繋がる省エネに対する意識の高揚につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進委員を中心に省エネに対する意識付けとなり、併せて脱炭素PTを通じて再生可能エネルギー施策の事業推進に繋がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネに対する意識付けとなり、併せて脱炭素PTを通じて再生可能エネルギー施策の事業推進に繋がっている。
課題	管理標準の作成に限られた施設に止まっている。	管理標準の作成に限られた施設に止まっている。	管理標準の作成に限られた施設に止まっている。	管理標準の作成に限られた施設に止まっている。	管理標準の作成に限られた施設に止まっている。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち << 定住環境 >>
施策	10 環境の保全・創造
基本事業	3 温室効果ガス削減の推進

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	VI その他					
取り組み名	2 権限移譲の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	島根県の権限移譲計画に基づく権限移譲の可否について、人的・財政的な負担を考慮し検討する必要がある。 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)による事務移譲及び例規整備についても、人的・財政的な検討を行いながら対応していかなければならない。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲によって身近な行政機関でサービスが提供できるようになれば、市民にとって利便性が向上する。 地方分権一括法による事務移譲や規制緩和等により、地域の自主性、自立性が高まる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な移譲項目についての受入れ検討 移譲に伴う組織体制の整備について検討 委任事項に対する例規の整備 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・移譲受け入れの検討と必要に応じた例規の整備	・移譲受け入れの検討と必要に応じた例規の整備	・移譲受け入れの検討と必要に応じた例規の整備	・移譲受け入れの検討と必要に応じた例規の整備	・移譲受け入れの検討と必要に応じた例規の整備
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		新たな権限移譲項目なし	新たな権限移譲項目なし	新たな権限移譲項目なし	新たな権限移譲項目なし	新たな権限移譲項目なし
成果						
課題	個別の法律改正や住民ニーズの変化、利便性の向上を踏まえた移譲項目の検討が必要	個別の法律改正や住民ニーズの変化、利便性の向上を踏まえた移譲項目の検討が必要	個別の法律改正や住民ニーズの変化、利便性の向上を踏まえた移譲項目の検討が必要	個別の法律改正や住民ニーズの変化、利便性の向上を踏まえた移譲項目の検討が必要	個別の法律改正や住民ニーズの変化、利便性の向上を踏まえた移譲項目の検討が必要	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	5 時代にあった行政サービスの実現
基本事業	1 業務と組織機構の効率化

実施計画進行表

基本施策	D 時代の変化に対応できる行政の仕組みをつくります。					
推進項目	VI その他					
取り組み名	3 消費者行政の推進					
所管部課	部名	市民環境部	課名	市民生活課		
課題と改革の方向	<p>年々巧妙になる悪徳商法や特殊詐欺等消費者被害の防止は国民的課題である。消費者相談窓口体制を強化するため、平成21年9月から消費生活相談員を配置した。また、平成22年4月から雲南市消費生活センターを開設した。</p> <p>今後、雲南市消費生活センターの更なるPRに努め、啓発活動とともに相談業務の高度化を図る。</p> <p>また、雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携を図るとともに、地域見守りネットワークの設置を検討する。</p>					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員を配置することにより、相談体制の強化と消費者への啓発を図ることができる。 ・雲南市消費者問題研究協議会の活動支援を行なうことにより、消費者団体からの市民に対する啓発活動も期待でき、消費者被害の防止につながる。 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談員の配置 ・センター業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化 ・相談員のレベルアップ 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが行う、相談・啓発業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが行う、相談・啓発業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが行う、相談・啓発業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが行う、相談・啓発業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターが行う、相談・啓発業務の充実 ・雲南市消費者問題研究協議会や関係機関との連携強化
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		専門講座受講。 市報への啓発記事連載。	専門講座受講。 市報への啓発記事連載。	専門講座受講。 市報への啓発記事連載。	専門講座受講。 市報への啓発記事連載。	専門講座受講。 市報への啓発記事連載。
	成果	相談員国家資格取得。 市相談件数124件 県消費者センターへの雲南市民からの相談件数147件	市相談件数127件 県消費者センターへの雲南市民からの相談件数120件	市相談件数137件 県消費者センターへの雲南市民からの相談件数117件	市相談件数155件 県消費者センターへの雲南市民からの相談件数118件	市相談件数152件 県消費者センターへの雲南市民からの相談件数125件
課題	消費生活センターのPRと相談業務のレベルアップ 啓発活動の実施	消費生活センターのPRと相談業務のレベルアップ 啓発活動の実施	消費生活センターのPRと相談業務のレベルアップ 啓発活動の実施	消費生活センターのPRと相談業務のレベルアップ 啓発活動の実施	消費生活センターのPRと相談業務のレベルアップ 啓発活動の実施	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	II 安全・安心で快適なまち 《定住環境》
施策	18 防犯対策・消費者自立支援の推進
基本事業	3 消費者自立支援の推進

実施計画進行表

基本施策	E 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。					
推進項目	I 市民に信頼される職員をめざします。					
取り組み名	1 職員研修の実施					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	・雲南市職員人材育成委員会での職員意見を反映させ、研修の選択と研修内容の充実を図る。					
期待される改革効果	・職員の資質向上による的確な行政サービスの提供ができる。					
改革内容及び年次計画	内容	・庁内研修、自治研修所研修、中央研修など多彩なメニューを活用し研修機会を提供する。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・研修の実施、検証、改善	・研修の実施、検証、改善	・研修の実施、検証、改善	・研修の実施、検証、改善	・研修の実施、検証、改善
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		①庁内研修 ②自治研修所研修 ③その他研修機関職員研修・派遣研修	①庁内研修 ②自治研修所研修 ③その他研修機関職員研修・派遣研修	①庁内研修 ②自治研修所研修 ③その他研修機関職員研修・派遣研修	①庁内研修 ②自治研修所研修 ③その他研修機関職員研修・派遣研修	①庁内研修 ②自治研修所研修 ③その他研修機関職員研修・派遣研修
成果	①庁内研修7件 ②自治研修所研修7件 ③その他研修機関職員研修・派遣研修15件	①庁内研修6件(DVD人権研修は1回でカット) ②自治研修所研修7件 ③その他研修機関職員研修・派遣研修6件	①庁内研修受講者数2,300人 ②自治研修所受講者数106人 ③その他研修機関職員研修・派遣研修受講者数35件	①人事課主催庁内研修件8件(人権研修も1回にカット) ②自治研修所受講講座数16件 ③その他研修機関職員研修18件	①人事課主催庁内研修件12件 ②人事課以外庁内研修7件 ②自治研修所受講講座数21件 ③その他研修機関職員研修14件	
課題	コロナ禍での研修	コロナ禍での研修	コロナ禍での研修	コロナ禍での研修(録画やライブ配信によるリモート研修など)	従来の集合型研修へ	
特記事項	研修における、新型コロナウイルス感染症対策が緩和され、令和6年度から従来どおりの集合型の研修を実施している。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	6 職員の育成
基本事業	2 職員の能力開発

実施計画進行表

基本施策	E 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。					
推進項目	II 接遇日本一をめざします。					
取り組み名	1 職員の接遇向上					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	市民から信頼される職員、親しまれる職員をめざし、平成19年度に策定した「雲南市職員接遇向上マニュアル」により、接遇の向上をめざす。 接遇マニュアルについては、適宜一部を改正している。					
期待される改革効果	・市民から信頼される職員、親しまれる職員の育成につなげる。					
改革内容及び年次計画	内容	接遇向上に向けた取り組みを継続して実施する。 ・朝礼時のあいさつの復唱 ・接遇研修の実施				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・あいさつの復唱 ・接遇研修 ・その他	・あいさつの復唱 ・接遇研修 ・その他	・あいさつの復唱 ・接遇研修 ・その他	・あいさつの復唱 ・接遇研修 ・その他	・あいさつの復唱 ・接遇研修 ・その他
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・朝礼でのあいさつの復唱 ・接遇研修の実施	・朝礼でのあいさつの復唱 ・接遇研修の実施	・朝礼でのあいさつの復唱 ・接遇研修の実施	・朝礼でのあいさつの復唱 ・接遇研修の実施 ・部長会にて服務規律の確保等にて周知	・朝礼でのあいさつの復唱 ・接遇研修の実施 ・部長会にて服務規律の確保等にて周知
成果	・新規採用接遇研修 16人 ・全職員研修はコロナ禍のため中止	・新規採用接遇研修18人【島根県自治研＋独自(マニュアル配布)】 ・中途採用6人は、採用時にマニュアル説明 ・全職員研修はコロナ禍のため中止	・新規採用接遇研修19人【島根県自治研＋独自(マニュアル配布)】 ・中途採用人は、採用時にマニュアル説明 ・全職員研修はコロナ禍のため中止	・新規採用接遇研修9人【島根県自治研＋独自(マニュアル配布)】 ・中途採用人は、採用時にマニュアル説明 ・全職員研修は未実施	・新規採用接遇研修9人【島根県自治研＋独自(マニュアル配布)】 ・中途採用人は、採用時にマニュアル説明 ・全職員研修は未実施	
課題	職員の接遇に対する意識改革	職員の接遇に対する意識改革	職員の接遇に対する意識改革	職員の接遇に対する意識改革	職員の接遇に対する意識改革	
特記事項	毎年、市民の皆様から苦情(電話や市政への提案箱等で数件)がある。その都度、部長会や掲示板にて注意喚起をしている。 近年、全職員研修を実施していないので、研修の開催について検討する必要がある。 令和7年1月に接遇を含めた「雲南市人材育成基本方針」を改正した。					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち <協働・行政経営>
施策	6 職員の育成
基本事業	2 職員の能力開発

実施計画進行表

基本施策	E 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。					
推進項目	Ⅲ 課題に柔軟に対応できる人事制度をつくります。					
取り組み名	1 自己申告書や人事評価制度の活用による職員配置					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	自己申告書により、意欲ある職員を積極的に登用する。 人事評価制度は、設定した目標の振り返りを行う「業績評価」と、職員の能力や意識を振り返る「能力評価」の二つを行い、職員の能力開発(研修・育成)に役立てるとともに、人材登用や適材適所の職員配置に活用する。					
期待される改革効果	・職員のモチベーション(やる気、意欲)を高め、能力を最大限に引き出し、組織の力を最大限に発揮することによって住民によりよいサービスを提供する。					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員からの自己申告制度を実施する。 ・人事評価制度を実施する。 ①業績評価 ②能力評価 ・派遣職員を庁内公募により募集する。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書 ・人事評価 ・派遣職員庁内公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書 ・人事評価 ・派遣職員庁内公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書 ・人事評価 ・派遣職員庁内公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書 ・人事評価 ・派遣職員庁内公募 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書 ・人事評価 ・派遣職員庁内公募
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書を実施 ・人事評価を実施(会計年度任用職員も) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書を実施 ・人事評価を実施(会計年度任用職員も) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書を実施 ・人事評価を実施(会計年度任用職員も) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書を実施 ・人事評価を実施(会計年度任用職員も) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書を実施 ・人事評価を実施(会計年度任用職員も)
成果	・人事評価結果について、管理職(次長以上)のR2.6月勤労手当に反映。	・人事評価結果について、管理職(次長以上)のR3.6月勤労手当に反映。	・人事評価結果について、管理職(次長以上)のR4.6月勤労手当に反映。	・人事評価結果について、管理職(次長以上)のR5.6月勤労手当に反映。	・人事評価結果について、管理職(次長以上)のR6.6月勤労手当に反映。	
課題	管理職以外の一般職への手当反映	管理職以外の一般職への手当反映	部長・次長級以外の課長・主査級、一般職への手当反映	部長・次長級以外の課長・主査級、一般職への手当反映	部長・次長級以外の課長・主査級、一般職への手当反映	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	6 職員の育成
基本事業	3 適切な職員配置

実施計画進行表

基本施策	E 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。					
推進項目	IV 風通しのよい職場環境をつくります。					
取り組み名	1 職員提案制度の見直し					
所管部課	部名	総務部	課名	総務課 行財政改革推進室		
課題と改革の方向	市の施策や事務事業に関して、職員が自由に提案することにより、自律行動型職員の育成と職場の活性化を図る。 併せて、事務改善と施策や事業の充実を図る。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・自律行動型職員の育成と職場の活性化 ・事務改善 ・施策や事業の充実 					
改革内容及び年次計画	内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行職員が、市民サービスの向上、経費の節減、財源の確保、行政施策や行政運営に関することなどについて研究し提案を行う。 ・提案を審査し、実現可能なものについては、次年度以降の施策等に反映させていく。 				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		・提案制度の実施、見直し検討	・提案制度の実施、見直し検討	・提案制度の実施、見直し検討	・提案制度の実施、見直し検討	・提案制度の実施、見直し検討
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		提案なし	提案2件	提案10件	提案1件	提案4件
成果		提案により職員の意識高揚に繋がった。	提案により職員の意識高揚に繋がった。	提案により職員の意識高揚に繋がった。提案内容は令和6年度からトライアル実施を開始した。	提案により職員の意識高揚に繋がった。提案内容はトライアル実施を継続。	
課題	提案募集方法等の検討が必要	提案募集方法等の検討が必要	提案内容について、原課とブラッシュアップを行い、実行に向けた検討が必要となる。	提案内容をブラッシュアップ、実践することで提案制度の意義を高めることが必要。	提案内容をブラッシュアップ、実践することで提案制度の意義を高めることが必要。	
特記事項						

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち 《協働・行政経営》
施策	6 職員の育成
基本事業	2 職員の能力開発

実施計画進行表

基本施策	E 行政課題に迅速に対応し、市民に信頼される職員をめざします。					
推進項目	IV 風通しのよい職場環境をつくります。					
取り組み名	2 職場環境改善の推進					
所管部課	部名	総務部	課名	人事課		
課題と改革の方向	職員安全衛生方針のスローガン「こころとからだに余裕、みんなで作る快適な健康職場」に向かって、安全衛生管理体制の充実、健康意識の高揚の推進などを進める必要がある。					
期待される改革効果	<ul style="list-style-type: none"> ・職員自身が健康で働き続けられる。 ・働きやすい職場形成により、職員の能力を発揮させることができる。 					
改革内容及び年次計画	内容	安全衛生委員会を中心に、受動喫煙防止対策、メンタルヘルス対策、時間外勤務削減対策、運動の推進を行い、働きやすい職場をつくる。				
	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	計画	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの推進 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの推進 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの推進 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの推進 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの推進 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施
	実績	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの実施 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの実施 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの実施 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの実施 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催 ・ストレスチェックの実施 ・健康診断の実施 ・職場訪問の実施
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催:7回 ・ストレスチェックの実施:受験者550名 ・対象職員の産業医面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催:3回 ・ストレスチェックの実施:受験者412名 ・対象職員の産業医面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催:2回 ・ストレスチェックの実施:受験者404名 ・対象職員の産業医面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催:5回、安全衛生委員会・推進員合同会の開催:2回 ・メンタルヘルス対策委員会の開催:1回 ・ハラスメント処理委員会の開催:3回 ・ストレスチェックの実施:受験者512人 ・疲労度蓄積度自己チェック:84人 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会の開催:5回、安全衛生委員会・推進員合同会の開催:2回 ・メンタルヘルス対策委員会の開催:1回 ・ハラスメント処理委員会の開催:6回 ・ストレスチェックの実施:受験者492人 ・疲労度蓄積度自己チェック:143人(選挙4回が影響) 	
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・病休(メンタル)の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・病休(メンタル)の増加 ・人事課保健師への相談件数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・病休(メンタル)の増加 ・人事課保健師への相談件数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・病休(メンタル)の増加 ・人事課保健師への相談件数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・病休(メンタル)の増加 ・人事課保健師への相談件数の増加
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス研修を開催(管理職85人) ・ハラスメント防止研修を開催(カスタムハラスメントに特化、希望者多数のため集合型とZOOMによる研修とし362人が受講) ・職場での話し合い67か所、職場訪問・点検34か所 ・不当要求行為等対応マニュアルの一部改正、ハラスメントアンケートの実施など 					

△検討・研究 ○中間整理 ◎方針決定 ⇒方針決定後実施等

【参考】総合計画	
政策	I みんなで築くまち《協働・行政経営》
施策	6 職員の育成
基本事業	4 働きやすい職場づくり

第3 実施計画の進行管理

1 実施計画の推進

本計画は、総合計画の推進と合わせ、着実に実行していくことが大切です。そこで、毎年度実施する行政評価とともに、本計画に基づく行財政改革の進捗の評価を行い、次年度の取り組みを明らかにすることとします。

また、新たに取り組むべき事項が生じた場合には、実施計画に位置づけ、その進行管理も併せて行なうこととします。

2 推進体制の整備

庁内においては、市長を本部長とする行財政改革推進本部が設置され、改革が推進されてきました。令和2年度からも、引き続き本部を設置し、実施計画に基づく改革の進行管理を行ないます。

第4 市民の意見の反映

平成17年11月に市民・学識経験者で構成される行財政改革推進会議が発足し、平成18年3月1日に「行財政改革大綱」が市長に答申されました。大綱では、「……実施状況を市民に公表し、改革の進行状況の監視と推進の支援を図り、……」とされています。

これにつきましては、有識者、市民の皆様で組織する「雲南市行財政改革審議会」を平成29年から設置しており、引き続き市民等による行革推進のチェックを実施していただく体制を整えていきます。